

## 平成十年大蔵省令第二十九号

外国為替の取引等の報告に関する省令

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）及び外国為替管理令の一部を改正する政令（平成九年政令第三百八十三号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の二、第五十五条の三及び第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四、第十八条の五、第十八条の七、第十八条の八、第二十一条及び第二十六条の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令を次のように定める。

次

支払等の報告等（第一条―第四条）

資本取引の報告等（第五条―第十三条）

外国為替業務に関する事項の報告等（第十四条―第二十四条）

対外の貸借及び国際収支に関する資料（第二十五条―第三十三条）

第五章 雜則（第三十四条―第三十八条）

附則

### 第一章 支払等の報告等

（報告を要しない支払等の範囲）

**第一条** 外国為替令（以下「令」という。）第十八条の四第一項第一号に規定する財務省令で定める小規模の支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）は、三千万円に相当する額以下の支払等とする。

**第二条** 令第十八条の四第一項第三号に規定する財務省令で定める支払等は、非居住者がした本邦から外国へ向けた支払及び外国から本邦へ向けた支払の受領並びに次の各号に掲げる者がした当該各号に掲げる支払等とする。

一 居住者 次に掲げる支払等

イ 外国にある非居住者との間で行つた預金契約（外国為替及び外國貿易法（以下「法」という。）第十二条第一号に規定する預金契約をいう。以下同じ。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下「債権の発生等に係る取引」という。）に基づく支払等（銀行等（法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）を経由しない支払等の報告に係る外国にある非居住者との間の取引又は行為に係る債務の決済のための支払であつて、当該支払について外国にある他の非居住者との間で一時的に行つた預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引（当該預金契約を経由しないものに限る。））。

ロ 銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告に係る外国にある非居住者との間の取引又は行為に係る債務の決済のための支払であつて、当該支払について外国にある他の非居住者との間で一時的に行つた預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引（当該預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引）。

ハ 銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告に係る外国にある非居住者との間の取引又は行為に係る債務の決済のための支払であつて、当該支払の受領について外国にある他の非居住者との間で行つた短期の預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引について当該取引の相手方である非居住者からの支払の受領が本邦にあつてされたものに限る。）。

**二 外国にある非居住者に対する外國における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため外國にある他の非居住者との間で行つた預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つてしたもの（当該預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つてした当該建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる材料の購入費、労務費、外注費その他の費用の支払又は当該建設工事代金の支払の受領（当該支払等をした**

日の属する月中の当該預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つてした支払等の合計額が一億円に相当する額以下である場合に限る。）。

ホ 非居住者との間の対外支払手段の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく支払等であつて、当該支払等の相手方との間で他の支払等をするためにするもの又は当該支払等の相手方に他の支払等を委託し当該他の支払等を行うためにするもの（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引のうち、通貨に係るものに基づく支払等を除く。）。

ト 支払手段及び電子決済手段等以外による支払等（債権債務を消滅させるものを除く。）であつて、当該交換に係る財産的価値のいずれもが証券以外の財産的価値であるもの（電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る支払等のうち、当該売買又は他の電子決済手段等との交換が電子決済手段等取引業者等（法第五十五条の三第二項に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）によつてされるものに基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務大臣が指定した支払等）。

日本銀行 次に掲げる者との間においてした支払等

イ 外国中央銀行等又は国際機関（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十条第一項に規定する外国中央銀行等又は国際機関をいう。第五条第二項第十一号イにおいて同じ。）

ロ 外国にある金融機関（特別国際金融取引勘定承認金融機関（令第十二条の二第五項第十一号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関をいう。以下「承認金融機関」という。）のうち令第十二条の二第一項に規定する銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「承認銀行等」という。）次に掲げる支払等）。

イ 第十四条第一項第三号、第四号若しくは第七号から第十号までに掲げる報告又は同条第三項若しくは第七項の規定による報告の対象となつた支払等及び当該報告の対象となつた取引又は行為に基づく支払等

ロ イに掲げるもののほか、法第五十五条の七に規定する外国為替業務（以下「外国為替業務」という。）に係る取引又は行為に基づく支払等

三の二 承認金融機関のうち令第十二条の二第一項に規定する金融商品取引業者（以下「承認金融商品取引業者」という。）第十四条の三第一項第三号から第八号までに掲げる報告又は同条第四項若しくは第五項の規定による報告の対象となつた支払等及び当該報告の対象となつた取引又は行為に基づく支払等

三の三 承認金融機関のうち令第十二条の二第一項に規定する保険会社（以下「承認保険会社」という。）第十四条の三第一項第三号から第八号までに掲げる報告又は同条第四項の規定による報告の対象となつた支払等及び当該報告の対象となつた取引又は行為に基づく支払等

四 第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条又は第二十二条第一項、第二項、第五项若しくは第六項の規定による報告をする者 当該報告の対象となつた支払等及び当該報告の対象となつた取引又は行為に基づく支払等

五 削除

六 第二十三条の規定による報告をする銀行等 次に掲げる支払等（外国為替業務に係るものに限る。）

イ 非居住者との間で行つた預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該非居住者の間でした支払等

ロ 外国為替業務に關連して外國にある金融機関との間でした支払等

金の受払いのため外國にある他の非居住者との間で行つた預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つてした当該建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる材料の購入費、労務費、外注費その他の費用の支払又は当該建設工事代金の支払の受領（当該支払等をしたときは、

当該居住者は、当該支払等が第一項に規定する支払等に該当する場合を除き、当該支払等について、別紙様式第一による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告をしなければならないときは、当該支払等及び当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等による報告をしなければならない。

3 居住者が外国にある非居住者に対する外債における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため外国にある他の非居住者との間で行つた預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つてした当該建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる材料の購入費、労務費、外注費その他の費用の支払又は当該建設工事代金の支払の受領（当該支払等をした日の属する月中の当該預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つてした支払等の合計額が一億円に相当する額以下である場合を除く。）の報告をしようとするときは、当該居住者は、前二項に規定する報告の期限にかかるわらず、第一項の規定による報告にあっては同項に規定する報告書一通を、前項の規定による報告にあっては同項に規定する報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の終了後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出することができる。（銀行等又は資金移動業者を経由する支払等の報告）

第三条 居住者が法第五十五条第一項に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされた支払等に限る。以下この条において同じ。）をしたときは、当該居住者は、当該支払等が第一項に規定する支払等に該当する場合を除き、当該支払等について、別紙様式第三による報告書一通を作成し、当該支払等をした日から十日以内に、当該支払等に係る為替取引を行つた銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。（ただし、当該報告手続を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（次項及び第三項において「電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合については、当該支払等をした日から二十日以内に、日本銀行に対して行うものとする。）

前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が、当該支払等及び当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等のうち、特定の銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされた支払等又は一部について一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする支払等について、前項の規定にかかるわらず、別紙様式第四による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに、当該特定の銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。ただし、当該報告の手続を、電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行に対して行うものとする。

4 第一項又は第二項の規定による報告書の提出を受けた銀行等又は資金移動業者は、当該報告書の提出を受けた日から十営業日以内に、当該報告書を日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

#### 第四条 削除

##### 第二章 資本取引の報告等

###### （報告を要しない資本取引の範囲）

第五条 令第十八条の五第一項第一号に規定する財務省令で定める小規模の資本取引は、次の各号に掲げる資本取引の区分に応じ、当該各号に掲げる資本取引とする。

一 法第五十五条の三第一項第一号から第六号までに掲げる資本取引（同項第六号に掲げる資本取引にあっては、第十条第一項第一号の二に掲げる証券の取得及び当該取得をした証券の非居住者に対する譲渡に限る。）当該資本取引は、令第十二条第三項若しくは令第十五条の三第一項第六号から第九号までに掲げる資本取引（同項第六号に掲げる資本取引にあっては、前号に掲げる資本取引を除く。）当該資本取引の額が十億円に相当する額に満たないもの。

二 法第五十五条の三第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十二条第三項若しくは令第十五条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところに従つて行つた資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。

一 法第五十五条の三第一項第一号から第三号まで、第六号（法第二十条第二号（金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引であつて、債権の放棄又は免除に係る取引を除く。）及び第十一号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）及び第十号に掲げる資本取引

二 法第五十五条の三第一項第四号に掲げる資本取引のうち、居住者と他の居住者との間に對外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引及び同項第十一号に掲げる資本取引

三 法第五十五条の三第一項第五号又は第六号に掲げる資本取引のうち、居住者と非居住者との間の外貨証券又は円押証券の貸借取引に係るもの

二 法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引のうち、法第二十八条第一項の規定による届出をしたものによる対内直接投資等に關する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第七条第一項の規定による報告の対象となる同項第一号に掲げる行為に該当する資本取引

三から七まで 削除

八 法第五十五条の三第一項第六号に掲げる資本取引のうち、金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引（債権の放棄又は免除に係る取引に限り、居住者による次に掲げる外国法人（外国法令に基づいて設立された法人をいう。以下同じ。）に対する対外直接投資に係るもの）を除く。）

イ 当該居住者により所有される外国法人の株式の数又は出資の金額（以下「株式等」といいう。）に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

ロ 当該居住者により所有される外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国法人の株式等を合計した株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

九 法第五十五条の三第一項第七号及び第九号に掲げる資本取引のうち、譲渡性預金の預金証書（外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二条第一項第一号に規定する譲渡性預金の預金証書をいう。）の発行又は募集

十 法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

イ 非居住者が当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行つた本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ロ 本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行つた本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ハ 非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行つた本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

二 非居住者が他の非居住者から行つた本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

十一 日本銀行が次に掲げる者との間で行つた法第五十五条の三第一項第五号（日本銀行法施行規則（平成十年大蔵省令第三号）第五条第一号及び第二号に規定するものを除く。）又は同項第六号（証券の取得又は金銭の貸付けに限る。）に掲げる資本取引

イ 外国中央銀行等又は国際機関  
ロ 外国にある金融機関

十二及び十三 削除

十四 承認金融機関又は第二十二条第一項第五号に掲げる資本取引をする者が行った法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引十二及び十三 削除

十五から十九まで 削除

二十前各号に掲げるもののほか、法第五十五条の三第一項に基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務大臣が指定した資本取引

## 第六条 削除

(資本取引を一括して報告する者の帳簿書類)

第七条 銀行等及び金融商品取引業者(法第二十二条の二第一項に規定する金融商品取引業者をいいう。以下同じ)が、法第五十五条の三第五項の規定により、一定の期間内に当事者となり、又は媒介等をした資本取引(同条第一項第六号から第九号まで又は第十二号に掲げるものを除く。)

法第五十五条の三第五項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 資本取引の報告を要しないこととなつた相手方(媒介等をしたときは、当該資本取引の当事者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名))

二 資本取引の内容

三 資本取引の実行の日

四 資本取引の報告をした日

五 法第五十五条の三第一項の規定により資本取引の当事者となつた都度財務大臣に報告しなければならない事項のうち、一括して報告した事項以外の事項

## 第八条 削除

(証券の取得又は譲渡に関する報告)

第九条 居住者が法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該資本取引に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等を行つた日又は当該資本取引に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等を行つた日と同一のいずれか遅い日(当該支払等をしない場合には、当該支払等を行つた日とする。次条において同じ。)から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

前項又は第十条第一項若しくは第三項の規定により別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該支払等を行つた日又は当該資本取引に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等を行つた日と同一のいずれか遅い日(当該支払等をしない場合には、当該支払等を行つた日とする。次条において同じ。)から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

二 証券の売買の状況に関する報告 別紙様式第十四

(対外直接投資に係る報告等)

第十条 居住者が法第五十五条の三第一項第六号に掲げる資本取引を行つたときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、次の各号に掲げる対外直接投資の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該対外直接投資を行つた日又は当該

対外直接投資に係る支払等をした日(当該対外直接投資に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。)のいずれか遅い日(当該支払等をしない場合には、当該対外直接投資を行つた日とする。)から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

## 紙様式第十六

イ 当該居住者により所有される外国法人の株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

ロ 当該居住者により所有される当該外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の当該外國法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

一 の二 対外直接投資に係る証券の取得であつて、前号に掲げるもの以外のもの 別紙様式第十三

二 前項第一号に掲げる対外直接投資又は対外直接投資に係る金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引を行つた居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、これらの取引又は行為について次に掲げる資本取引を行つたときは、当該資本取引について、別紙様式第十九による報告書一通を作成し、当該資本取引を行つた日又は当該資本取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一 対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡

二 対外直接投資として行つた金銭の貸付契約に基づく債権の放棄又は免除に係る取引

三 第一項第一号の二に掲げる対外直接投資を行つた居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡をしたときは、当該譲渡について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該譲渡をした日又は当該譲渡に係る支払等をした日(当該譲渡に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。)のいずれか遅い日(当該支払等をしない場合には、当該譲渡を行つた日とする。)から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

四 第一項又は第二項の規定により別紙様式第十六又は第十九による報告をしなければならないとされる資本取引を行つた居住者が、当該資本取引及び当該資本取引を行つた日又は当該資本取引に係る支払等をした日の属する月中において行つた当該資本取引以外の資本取引(第一項又は第二項の規定により別紙様式第十六又は第十九による報告をしなければならないとされる資本取引に限る)の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引のそれぞれについて、第一項又は第二項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行つた日又は当該資本取引に係る支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

## (証券の発行又は募集に関する報告)

第十一条 居住者が法第五十五条の三第一項第七号に掲げる資本取引を行つたときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第二十

一による報告書一通を作成し、当該資本取引を行つた日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

二 非居住者が法第五十五条の三第一項第八号又は第九号に掲げる資本取引を行つたときは、当該

規定期により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引に限る。)の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行つた日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一 証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第十四

(対外直接投資に係る報告等)

第十一条 居住者が法第五十五条の三第一項第六号に掲げる資本取引を行つたときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、次の各号に掲げる対外直接投資の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該対外直接投資を行つた日又は当該





四 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十九  
四 承認保険会社は、毎月中における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式

四一四、本報告書一通を作成し翌月一五日までに日本銀行を経由して貿易の目的に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

**第十五条** 令第十八条の第二項第一号ハに規定する外国為替業務に係る取引（令第三条第一項第

十四号に規定する銀行等間接外國為替市場において行わるたる及び承認する項項において同じくは、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者（日本銀行等及び承認する項項において同じくは、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の属する四半期の翌二半期中の対外支払手段

等の売買の状況について、別紙様式第三十二による報告書一通を作成し、報告の対象となつた四半期の翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。令第十八条の第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に当り一〇%を超過した者に對しては、同様の報告書を作成して同上に提出する旨を定めた旨は、旨主張する。

相当する額を越える者は準する者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した者は、指定期間中の毎四半期中の対外支払手段等の売買の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

**第十六条** 令第十八条の七第二項第一号ハ、ヘ又はトに規定する外國為替業務に係る取引の月中中の合計額が百億円に相当する額を超える者うち、銀行等（日本銀行及び承認銀行等を除く。次条

第一項、第十九条第一項並びに第二十二条第一項及び第三項において同じ。)、金融商品取引業者(承認済み業者を除く)、第二十二条第一項及び第三項において同じ。)、保険会社(保険料支払義務者を除く)、第二条第二項に規定する保険金受取人及び同号を第一、二、三、七項に規定する

（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）第一項及び第三項において同じ。）、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第一項並びに第二十二条第一項に規定する保険会社及び第一項並びに第二十二条第一項に規定する外國保険会社等をいい、承認保険会社を除く。次条第一項、第十九条第一項並びに第二十二条第一項及び第三項において同じ。）、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）

又は資産運用会社（同条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中のデリバティブ取引の状況について、別紙様式第二十七による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌月十五日までに、日本

銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となつた月中にデリバティエ引取の実績がない場合には、当該報告書に提出を要しない。

〔第十一回〕第七二章〔第二回〕へ又する者は定期的より財務大臣が指定する年間中の毎年

月中のデリバティブ取引の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象と

なつた月中にデリバーテイプ取引をするの実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。前二項による報告書は、毎月中における報告書一通と乍告へ、報告の対象となつてゐる外國に係する外債等の付随する事項を記載する。

支拂等の状況について別紙様式第四一に記載する旨付し、報告の文書がかかる月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

**(貸付債権の売買に関する報告等)**

**第十七条** 令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者の中、銀行等又は保険会社は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中の貸付債権の売買の状況について、別紙様式第二十八による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に

提出しなければならない。ただし、報告の対象となつた月中に貸付債権の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

今第一回の第一回第二回第三回は規定して在外公務員等に係る取引の月口の合計額が百億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等又は保険会社は、指定期間中の毎月中の貸付債権の売買の状況について、前項に規定する様式による

幸告書一通を作成し翌月十五日までは日本銀行を経由して貿易大臣に提出した。われはならぬ。ただし、報告の対象となつた月中に貸付債権の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出は要しない。

出を要しない。前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌

月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には

当該報告書の提出を要しない。  
（外国通貨又は旅行小切手の売買の状況に関する報告）

第十八条 令第十九条の七第一項第二号ニに規定する外國業務に係る取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超過する者(以下「本邦」において同一の外國業務に係る取引の月中の合計額が百万円に相当する者)のうち、当該取引の月中の合計額が百万円に相当する額の業務を行ふ者並びに、当該取引の月中の合計額が百万円に相当する額の業務を行ふ者は、

を超えた月の翌月中の、外國通貨又は旅行小切手の売買の状況について、別紙様式第二十九による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣

に提出しなければならない。

2 令第十八条の二第二項第一号ニに規定する外國為替業務に係る取引の月中の合計額が百万円に當る者又はその二分の一に當る者にてて司員等の見合に依る者並に支拂ひの者に就き

相当する客を起業する者に准ずる者として同項第三号の規定により貿易大手が指定した本邦において両替業務を行う者は、指定期間中の毎月中の外国通貨又は旅行小切手の売買の状況について前項に規定する様式による報告書を通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となつた月中に外国通貨又は旅行小切手の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(貸付けの実行等の状況に関する報告等)

傷口に相当する額を超過する者のうち、(金利、手取等)の実に保有する額が當期引取の月中の合計額が百億円に相当する額を越えた月の翌月の貸付け等の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌月十五日まで

に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる報告書については、報告の対象となつた月中に貸付けの実行等の実績がない場合には、当該報告書の提出

を要しない。  
別紙式第三十一  
銀行等 別紙式第四十一  
二 保全会士 川氏義式第四十一

2 二 依存する外債 第二項第二号に規定する外債は、該外債の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等又は

保険会社は、指定期間中の毎月中の貸付けの実行等の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる報告書については、報告の対象となつた月中に貸付けの実行等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

二 銀行等 別紙様式第三十一  
一 保険会社 別紙様式第四十一

3 前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式に

による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

## 第二十一条 削除

(証券の売買の契約の状況に関する報告)

**第二十二条** 令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外國為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社若しくは資産運用会社又はこれらに準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社若しくは資産運用会社(以下この条において「指定報告機関」という。)は、指定期間中の毎営業日中の居住者と非居住者との間ににおける証券の売買契約(当該指定報告機関の媒介等による居住者と非居住者との間ににおける証券の売買契約をいう。)の状況について、別紙様式第十四による報告書一通を作成し、翌々営業日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。(証券の売買の契約等の状況に関する報告等)

**第二十三条** 令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外國為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社(以下この項において「報告機関」という。)は、当該取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中の居住者と非居住者との間に、投資信託委託会社又は円払証券の売買の契約等(当該報告機関と非居住者との間ににおける証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払並びに当該報告機関の媒介等による居住者と非居住者との間ににおける証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。)の状況について、報告の対象となつた月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者については第一号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 証券の売買の契約の状況に関する報告 別紙様式第十四

二 証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第十五の一

三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告 別紙様式第十五の二

四 別紙様式第十五の二

五 非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。の状況について、報告の対象となつた月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者については第一号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

六 非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。の状況について、報告の対象となつた月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者については第一号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

七 非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。の状況について、報告の対象となつた月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となつた月末の残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

八 別紙様式第十五の二

九 別紙様式第十五の二

十 別紙様式第十五の二

十一 別紙様式第十五の二

十二 別紙様式第十五の二

十三 別紙様式第十五の二

十四 別紙様式第十五の二

十五 別紙様式第十五の二

十六 別紙様式第十五の二

十七 別紙様式第十五の二

十八 別紙様式第十五の二

十九 別紙様式第十五の二

二十 別紙様式第十五の二

二十一 別紙様式第十五の二

二十二 別紙様式第十五の二

二十三 別紙様式第十五の二

二十四 別紙様式第十五の二

二十五 別紙様式第十五の二

二十六 別紙様式第十五の二

二十七 別紙様式第十五の二

二十八 別紙様式第十五の二

二十九 別紙様式第十五の二

三十 別紙様式第十五の二

三十一 別紙様式第十五の二

三十二 別紙様式第十五の二

三十三 別紙様式第十五の二

三十四 别紙様式第十五の二

三十五 别紙様式第十五の二

三十六 别紙様式第十五の二

三十七 别紙様式第十五の二

三十八 别紙様式第十五の二

三十九 别紙様式第十五の二

四十 别紙様式第十五の二

四十一 别紙様式第十五の二

四十二 别紙様式第十五の二

四十三 别紙様式第十五の二

四十四 别紙様式第十五の二

四十五 别紙様式第十五の二

月の属する年の十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三

二 円建外債に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七

三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十八

四 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十九

五 前条又是第一項若しくは第二項の規定による報告をする金融商品取引業者は、毎月中の証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の状況について、別紙様式第四十三による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする金融商品取引業者を除き、報告の対象となつた月中に証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の実績及び残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

六 前条又是第一項若しくは第二項の規定による報告をする銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、毎月中における当該報告に係る外國為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合は、当該報告書の提出を要しない。

(銀行等の資産及び負債に関する報告)

**第二十三条の二** 第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十二条又是第二十二条の規定による報告をする銀行等は、当該報告に係る取引を行つた日の属する月の月末現在における資産及び負債の残高の状況について、別紙様式第二十六による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となつた月末の残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高に関する報告)

**第二十三条の二** 令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ及びトに規定する外國為替業務に係る取引又は行為に基づく月末の債権の残高の額が千億円に相当する額を超える銀行等のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した者は、その行った外國為替業務に係る取引又は行為に基づく毎四半期末現在における非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高の状況について、別紙様

式第三十三による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(非居住者に対する国籍及び所在国別の債権の残高に関する報告)

**第二十三条の三** 令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ及びトに規定する外國為替業務に係る取引又は行為に基づく月末の債権の残高の額が千億円に相当する額を超える銀行等(本邦に本店を有する者に限る)のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した者は、その行った外國為替業務に係る取引又は行為に基づく毎四半期末現在における非居住者に対する国籍及び所在国別の債権の残高の状況について、別紙様式第三十四による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(その他の報告)

**第二十四条** 財務大臣は、令第十八条の八第一項の規定により報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、告示又は通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするものとする。

2 令第十八条の八第二項に規定する財務省令で定める手続は、同条第一項の規定により指定された事項の報告書を提出する場所、当該報告書を提出する通数その他財務大臣が定める手続とする。

3 財務大臣は、第一項に規定する告示又は通知をするときは、併せて前項に規定する手続を告示又は通知するものとする。

#### 第四章 対外の貸借及び国際収支に関する資料

##### 第二十五条 削除

##### (航空会社の事業収支に関する報告)

**第二十六条** 本邦の航空会社(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業を営む会社をいう。)のうち本邦と外国との間及び外国相互間において輸送事業を行う航空会社は、毎月中における当該事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十五による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも百万円に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

##### (船舶会社の事業収支に関する報告)

**第二十七条** 本邦の船舶会社(海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。)のうち本邦と外国との間及び外国相互間において当該事業を行う船舶会社は、毎月中における当該事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十七による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の対居引に係る収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも千米ドルに満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

2 本邦にある外国の船舶会社の支店及び代理店は、毎月中における本邦と外國との間及び外國相互間の運輸事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十八による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも百万円に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(貨物の輸出入等に係る保険に関する報告)

**第二十八条** 本邦にある損害保険会社(保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいい、非居住者との間の貨物の輸出、輸入又は外國相互間

の移動に係る保険契約に関する業務を行う者に限る。)は、毎月中における非居住者との間の貨物の輸出、輸入又は外國相互間の移動に係る保険契約に基づく保険料又は保険金の支払等の状況について、別紙様式第四十九による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中に当該保険契約に基づく保険料及び保険金の支払等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(外国法人の内部留保等に関する報告)

**第二十九条** 外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有している居住者は、当該居住者の事業年度末(当該居住者が法人以外の場合にあっては、当該外国法人の事業年度末)における当該外国法人への出資比率及び当該外国法人の内部留保等の状況並びに当該居住者の事業年度末(当該居住者が法人以外の場合にあっては、次の各号に掲げる外国法人の事業年度末)における次の各号に掲げる外国法人(当該居住者に総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人を除く。)との間の金銭貸借残高及び債券投資残高(報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。)の状況について、別紙様式第五十一による報告書一通を作成し、当該居住者が法人の場合にあっては翌事業年度(当該報告の対象となる事業年度の終了日の属する当該居住者の事業年度の翌事業年度をいう。)開始後四月以内に、法人以外の場合にあっては翌年(当該報告の対象となる事業年度の終了日の属する年の翌年をいう。)開始後四月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該居住者に総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人の報告の対象となる事業年度末における当該居住者による出資の帳簿価額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

一 当該居住者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有されている外国法人提出しなければならない。ただし、当該居住者に総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の議決権を所有されている外国法人(同号に掲げる外国法人を除く。)

二 前号に掲げる外國法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外國法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の議決権を所有されている外國法人(前二号に掲げる外國法人を除く。)

三 当該居住者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の議決権を所有されている外國法人(前二号に掲げる外國法人を除く。)

(本邦にある会社等の内部留保等に関する報告)

**第三十条** 一のもの(法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるもののうち非居住者に限る。次項において同じ。)により総株主又は総社員の議決権(法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。)の百分の十以上の議決権を所有されている本邦にある会社は、当該一のものの出資比率及び当該会社の内部留保等の状況並びに次の各号に掲げる外國法人(当該一のものを除く。)との間の金銭貸借残高及び債券投資残高(報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。)の状況について、別紙様式第五十二による報告書一通を当該会社の事業年度ごとに作成し、翌事業年度開始後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該会社の資本金の額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

一 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外國法人(前号に掲げる外國法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有している外國法人及び当該外國法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人(前各号に掲げる外國法人を除く。))

二 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外國法人及び当該外國法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外國法人(前各号に掲げる外國法人を除く。)

五 当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有している外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

2 一のものにより特定出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第六項に規定する特定出資をいう。）の総口数の百分の十以上を所有している本邦にある特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）は、当該一のものの出資比率及び当該特定目的会社の内部留保等の状況並びに次の各号に掲げる外国法人（当該一のものを除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況について、別紙様式第五十二による報告書一通を当該特定目的会社の事業年度ごとに作成し、翌事業年度開始後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定目的会社の特定資本金の額（同法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。）と優先資本金の額（同法第四十二条第一項第一号に規定する優先資本金の額をいう。）を合計した金額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

一 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有している外国法人（前二号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する者から報告を徴することがない。）と優先資本金の額をいう。）と優先資本金の額（同法第十六条第二項第一号に規定する優先資本金の額をいう。）を合計した金額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

二 前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有している外国法人及び当該外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有している外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

（証券の償還等の状況に関する報告）

第三十一条 証券の発行又は募集をすることについて第十一条第一項又は第二項の規定による報告（同条第二項の規定による報告については、法第五十五条の三第一項第八号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）をした居住者又は非居住者（外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）の施行の日（平成十年四月一日）前に法第二十条第六号に掲げる資本取引を行った居住者又は非居住者を含む。）は、毎年十二月末現在における当該証券

五 当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外國法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

六 当該一のものの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外國法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

七 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有している外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

八 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

九 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

十 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

十一 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

十二 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

十三 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

十四 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

十五 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

十六 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有する外國法人（前二号に掲げる外國法人を除く。）

める場合には、関係行政機関及び同項各号に掲げる者に対し、告示又は通知する方法により、当該提出を求めるその他の報告（財務局長等が求める資料を指定してするものとする。）

## 第五章 雜則

（財務局長等が求めるその他の報告）

第三十四条 財務局長又は福岡財務支局長は、令第二十五条第五項の規定に基づき、同条第二項及び第四項の規定の実施に必要な限度において、外國為替業務を行う者から報告を徴することができる。

（報告書作成上の換算等）

第三十五条 令第二十二条に規定する本邦通貨と外國通貨との間又は異種の外國通貨相互間の換算（この省令の規定により報告書を作成する場合における換算に限る。）に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一 第二条第二項、第三条第二項、第十三条第五項及び第六項、第十四条第一項第三号及び第五項、第十四条の二第一項第三号、第十四条の三第一項第三号、第十六条第一項及び第二項、第二十三条の三、第三十条並びに第三十二条第一項の規定による報告（当該報告に係る取引、行為若しくは支払等が行われた日又はその日の属する月の末日における実勢外國為替相場を用いて換算する方法）

二 第九条第二項、第十三条第二項、第十四条（同条第一項第一号及び第三号、第五項並びに第六項第一号の二から第四号までを除く。）、第十四条の二（同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。）、第十四条の三（同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。）、第十五条、第十六条第三項、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条の一まで（第二十二条第三項第一号の二から第四号まで及び第四項第一号の二から第四号までを除く。）及び第二十六条から第二十八条までの規定による報告（財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて換算する方法）

三 第十四条第一項第一号、第十四条の二第一項第一号及び第十四条の三第一項第一号の規定による報告（承認金融機関が特別国際金融取引勘定において取引又は行為を經理する場合に使用する相場を用いて換算する方法）

第三十六条 令第二十二条に規定する本邦通貨と外國通貨との間の換算（この省令の規定により報告書の提出の要否を判断する場合における換算に限る。）に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一 第一条第一項に規定する支払等のうち外國通貨によりされるものであつて、当該支払等について本邦通貨と外國通貨との売買を伴うもの（当該本邦通貨と外國通貨との売買において適用される実勢外國為替相場を用いて換算する方法）

二 第一条第二項第一号ニかつこ書きに規定する支払等（当該支払等をした日における実勢外國為替相場を用いて換算する方法）

三 第十三条第五項に規定する資本取引の媒介等（当該媒介等をした資本取引が行われた日における実勢外國為替相場を用いて換算する方法）

四 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項に規定する取引の合計額、第十四条第五項第二号に規定する債権の残高の額又は第二十二条第一項に規定する取引若しくは行為の合計額（当該取引の合計額、当該債権の残高の額又は当該取引若しくは行為の合計額について、前条第二号に規定する方法により換算する方法）

五 第三十二条第一項に規定する債権の額の月末における残高の額（当該債権の額の月末における残高について、前条第一号に規定する方法により換算する方法）

六 第五十五条第一項に規定する支払等のうち電子決済手段等によりされるもの（当該規定を適用する場合における本邦通貨と電子決済手段等との間又は異種の電子決済手段等相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等が行われた日

二 前項の規定による報告のうち、居住者が非居住者に対する外國における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の月末現在における残高が一億円に相当する額を超えたときは、当該債権の残高の状況について、別紙様式第五十四による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の末日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第三十二条 居住者（日本銀行、承認銀行等及び第二十三条の規定による報告をする銀行等を除く。）は、非居住者との間の預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権の月末現在における残高が一億円に相当する額を超えたときは、当該債権の残高の状況について、別紙様式第五十四による報告書一通を作成し、報告の対象となつた月の末日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（海外預金の残高に関する報告等）

第三十三条 財務大臣は、第二十六条から前条までの規定による報告のほか、令第十八条の九第三項の規定に基づき、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成するため必要な資料の提出を求める場合に、関係行政機関及び同項各号に掲げる者に対し、告示又は通知する方法により、当該提出を求めるその他の報告（財務局長等が求める資料を指定してするものとする。）

における当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

2 電子決済手段等取引業者等が第十三条第五項又は第六項の規定による報告をする場合における異種の電子決済手段等相互間の換算は、これらの規定においてその額について当該換算をすべき他の合理的と認められる方法により行うものとする。

第三十七条 この省令に規定する報告書を作成する場合において、次の各号に掲げる報告の区分に応番号により記載する必要があるときは、当該番号は、当該各号に掲げる番号を使用してするものとする。

一 國際収支項目 別表第一に掲げる国際収支項目番号

二 国又は地域 別表第二に掲げる国又は地域番号

三 業種 別表第三に掲げる業種番号

(事務の委任)

一 國際収支項目 別表第一に掲げる国際収支項目番号

二 国又は地域 別表第二に掲げる国又は地域番号

三 業種 別表第三に掲げる業種番号

(事務の委任)

第三十八条 令第二十六条第七号、第八号及び第十号に掲げる事務のうち、日本銀行に取り扱わせ

る事務として財務省令で定めるものは、次に掲げる事務とする。

一 第二条、第三条、第九条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条の三まで又は第二十

六条から第三十二条までの規定に基づく報告書の受理に関する事務

二 削除

三 対外の貸借及び国際収支に関する統計の作成に関する事務

四 前三号に掲げる事務のほか、この省令の施行のため必要な事務のうち、財務大臣が定める

(外国為替取引等の報告に関する省令の廃止)

第二条 外国為替取引等の報告に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十七号）は、廃止する。

（施行期日）

第一条 この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九

号）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。ただし、第六条第一項及び第二項の規定

は、公布の日から施行する。

（外国為替取引等の報告に関する省令の廃止）

第三条 この省令による廃止前の外国為替取引等の報告に関する省令（以下「旧省令」という。）

の規定に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、外国為替及び外國貿易管理

法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号。第三項において「改正法」という。）の施

行の日（以下「施行日」という。）前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、

なお従前の例による。

2 外国為替管理令の一部を改正する政令による改正前の外国為替管理令第二十一条第一項の規定

に基づき条件として付された事項のうち、施行日前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告

については、なお従前の例による。

3 第五条第一項第一号、同条第二項第七号及び第八号並びに第十条第三項の規定の適用について

は、改正法による改正前の外国為替及び外國貿易管理法第二十二条第一項第四号の規定によりさ

れた届出に係る対外直接投資で、施行日前に行われているもの及び改正法の附則第四条第一項の

規定の適用を受けるものは、法第二十三条第一項の規定により届け出られたものとみなす。

2 前項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する大蔵大臣の事務の委任につい

ては、第三十八条第二号の規定の例による。

（移行期間中の報告の特例）

第五条 承認金融機関は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十日までの間（以下「移行期間」という。）に行つた外国為替業務に係る取引又は行為について報告をするときは、第十四条第一項第二号、同項第三号、同項第七号から同項第九号まで、同条第二項及び同条第六項の規定にかかるわらず、当該各号及び各項に規定する様式に代えて、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により報告することができる。

一 資産及び負債の状況に関する報告 別紙様式第五十五

二 対外支払手段等の売買に関する報告 別紙様式第五十六

三 デリバティブ取引に関する報告 別紙様式第五十七から第六十まで

四 貸付けの実行状況に関する報告 別紙様式第六十一

五 外貨証券の売買状況に関する報告 别紙様式第六十二

六 円払証券の売買状況に関する報告 别紙様式第六十三

七 利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告 别紙様式第六十四

第八条 第十九条第一項又は第二項の規定による貸付けの実行等の状況について、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第六十により報告することができる。

第九条 第二十一条の規定による証券の売買の契約の状況について、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十七及び第六十八により、証券会社にあっては別紙様式第六十八により報告することができる。

第十条 第二十二条第一項又は第二項の規定による外貨証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行つた居住者と非居住者との間における外貨証券の売買の状況について、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十二により、証券会社にあっては別紙様式第七十により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第七十一により報告することができる。

2 第二十二条第一項又は第二項の規定による円払証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行つた居住者と非居住者との間における円払証券の売買の状況について、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十三により、証券会社にあっては別紙様式第七十二により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第七十三により報告することができる。

第十一条 第二十三条の規定による銀行等の資産及び負債の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中の毎月末現在における資産及び負債の残高の状況について、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第五十五により報告することができる。

第十二条 第十六条第三項、第十七条第三項、第十九条第三項又は第二十二条第六項の規定による外貨為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告をする者は、移行期間中に

あつた外貨為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等の状況について、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十四により、証券会社にあつた外貨為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告をする者は、移行期間中に

あつた外貨為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等の状況について、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十四により、証券会社にあつた外貨為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告をする者は、移行期間中に

つては別紙様式第七十四により、保険会社にあつては別紙様式第七十五により報告することができる。

**第十三条** 附則第五条から前条までに規定する報告書については、旧省令第十条第一項に規定する

別紙様式第三による報告書については、当分の間、旧省令第十条第一項に規定する

繕い使用することができる。

**第十四条** この省令に基づく報告書の作成を機械処理により行う場合にあっては、同省令に規定する様式については、各様式に必要なコード番号を付し、若しくは各様式の規格を調整し、又は報告をしなければならないこととされている事項以外の部分を割愛する等所要の修正を加えたものを使用することができる。

#### (罰則に関する経過措置)

**第十五条** この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成三十一年四月中にした支払等に係る報告の特例)

**第十六条** 第三条第一項の規定による支払等の報告をする場合において、次の表の上欄に掲げる日

平成三十一年四月二十六日から同月二十九日まで	平成三十一年五月十日まで
平成三十一年四月二十五日	平成三十一年五月九日まで

2 第三条第二項の規定による支払等の報告をする場合において、平成三十一年四月中にした当該

支払等については、同項中「当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに」とあるのは、それ

成三十一年五月十四日までに」とする。

(新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例)

**第十七条** 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス（令和

二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新た

に報告されたものに限る。）であるものに限る。）に起因するやむを得ない事情により、この省令

に基づく報告義務の全部又は一部を履行することができないときは、そのできない報告義務につ

いて履行することを要しない。この場合において、当該報告義務を履行しなかつた者は、履行し

なかつた報告義務の全部又は一部を履行することができるとなつた後、遅滞なく、当該報告

義務を履行するものとする。

#### (附則) (平成一〇年六月一八日大蔵省令第九七号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

#### (附則) (平成一〇年一月三〇日大蔵省令第一五四号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成

第一条 この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成

年十二月一日）から施行する。

(外國為替の取引等の報告に關する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 前条の規定による改正前の別紙様式第十四、第二十三、第二十四及び第七十は、当分の

間、これを取り繕い使用することができる。

#### (附則) (平成一〇年一二月一〇日大蔵省令第一六四号) 抄

**第一条** この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正前の別紙様式第三十ニ及び第三十一の規定は、当分の間、

十三に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、この省令の施行の日前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。

2 改正前の別紙様式第五、第十、第十三から第十五まで、第三十二、第三十三、第四十二、第四十四、第五十四、第五十六、第五十七、第五十九、第六十二、第六十三及び第六十五から第七十四までにについては、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

#### (施行期日) 附則 (平成一一年二月二六日大蔵省令第三号)

**第一条** この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第三十一条第二号の改正規定中「同条第一項第一号、第三号」を「同条第一項第一号、第三号」に改める部分、同条に一号を加える改正規定及び別紙様式第五十九の改正規定 公布の日

二 第十四条第四項の改正規定、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定 第二十条の改正規定 第三十五条第一号の改正規定、同条第二号の改正規定中「第四項第二号並びに第五項を除く。」を「第四項並びに第六項を除く。」に改める部分、別紙様式第三十四及び第三十五の改正規定並びに別紙様式第三十四の次に様式を加える改正規定 平成十二年一月一日

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書について、当分の間、改正前の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書を取り繕い使用することができる。

二 同条第二号の改正規定中「第四項第二号並びに第五項を除く。」を「第四項並びに第六項を除く。」に改める部分、同条に一号を加える改正規定及び別紙様式第五十九の改正規定並びに別紙様式第三十四の次に様式を加える改正規定 平成十二年一月一日

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書について、当分の間、改正前の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書を取り繕い使用することができる。

(外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条**

第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令による改正後の別紙様式第十三、第十四(付表(年月分)を含む。)、第十五(裏面)「共通項目」欄のコード表等を含む。)、第三十  
六及び第三十八による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十三、第十四(付表  
(年月分)を含む。)、第十五(裏面)「共通項目」欄のコード表等を含む。)、第三十六及び  
三十八による報告書を取り繕い使用することができる。

**附 則 (平成一四年七月一二日財務省令第四三号)**

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。  
一 別紙様式第三十四の改正規定 公布の日

二 第二十三条の二及び第二十三条の三を加える改正規定及び別紙様式第三十二の改正規定 公  
布の日

三 第一条第一項の改正規定 平成十五年四月一日

四 第一号から第三号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十七年一月一日

五 前項各号に掲げる改正規定による改正後後の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用す  
る。

一 前項第一号に係る改正後の規定 平成十四年六月末現在分の報告(施行日以降に提出される  
ものに限る。)

二 前項第二号に係る改正後の規定 平成十四年九月末現在分の報告

三 前項第三号に係る改正後の規定 平成十五年四月一日以後の支払又は支払の受領に係る報告

四 前項第四号に係る改正規定 平成十七年一月一日以後の取引若しくは行為又は支払若しくは  
支払の受領に係る報告

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の別紙様式第三十四による報告書については、平成十六年十二月末現在  
分の報告までに間、改正前の別紙様式第二十六による報告書を取り繕い使用することができる。

**附 則 (平成一六年三月一九日財務省令第一三号)**

**第一条** この省令による改正後の別紙様式第二十五による報告書については、当分の間、改正前の  
別紙様式第二十五による報告書を取り繕い使用することができる。  
二 前項各号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年七月一日  
一 前項第一号に係る改正後後の規定 平成十六年十二月末現在分の報告

二 前項第二号に係る改正後後の規定 平成十五年七月一日以後の取引又は行為に係る報告  
(経過措置)

**附 則 (平成一六年一月一日財務省令第七二号)** 抄

この省令は、平成十七年一月四日から施行する。

**附 則 (平成一七年二月八日財務省令第三号)**

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は同年三  
月一日から、第一条第二項第一号ハ及び第五号の改正規定、第五条第二項第十九号の改正規定、  
第十四条第一項第十号の改正規定、第三十五条第一号及び第二号の改正規定、第三十六条第三号  
の改正規定並びに第三十八条第一号の改正規定は公布の日から施行し、改正後の別紙様式第二十  
九による報告書の提出は、同年四月分の報告から適用する。

**附 則 (平成一七年六月一〇日財務省令第五四号)**

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

**附 則 (平成一七年九月一八日財務省令第六七号)**

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

**附 則 (平成一八年四月一八日財務省令第四〇号)**

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

**附 則 (平成一九年九月一四日財務省令第四九号)** 抄

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則 (平成一〇年九月三〇日財務省令第六一号)** 抄

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

**附 則 (平成二一年三月一一日財務省令第六六号)**

この省令は、平成二十二年五月十一日から施行し、同日以後の支払又は支払の受領に係る報告  
から適用する。

**附 則 (平成二一年四月二二日財務省令第三三号)**

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中外国為替に関する省  
令第二条第二項第三号の改正規定並びに第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第十四条  
第一項及び第二項、第二十五条、第三十三条、第三十五条第二号並びに第三十八条第一号の改正  
規定並びに同令別紙様式第三十及び第四十四の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成一五年六月三〇日財務省令第六七号)**

この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日  
二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第二条の規定による改正前の外國為替の取引等の報告に関する省令の別紙様式第三十三か  
ら別紙様式第三十五までは、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

**附 則 (平成一五年六月三〇日財務省令第六七号)**

(施行期日)

この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第二条の規定による改正前の外國為替の取引等の報告に関する省令の別紙様式第三十三か  
ら別紙様式第三十五までは、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

**附 則 (平成一五年六月三〇日財務省令第六七号)**

(施行期日)

この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行す  
る。

一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日

二 第三条の改正規定(同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十  
九の改正規定を除く。) 平成十七年一月一日

三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日  
(外國為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置)





海上輸送及び航空輸送以外の貨物運賃	船用油等港湾調達財貨の売買代金	用船料（乗員を含む輸送設備の貸借料）
海上輸送及び航空輸送以外の旅客運賃	用機料（乗員を含む輸送設備の貸借料）	用機料（輸送設備のみの貸借料）
船用油等港湾調達財貨の売買代金	その他海上輸送経費	その他海上輸送経費
用船料（輸送設備のみの貸借料）	その他の航空輸送経費	（その他（輸送サービスに係るもの））
用機料（乗員を含む輸送設備の貸借料）	（その他（輸送サービスに係るもの））	以上の項目に該当しないもの）
用機料（輸送設備のみの貸借料）	（その他（輸送サービスに係るもの））	（海上輸送及び航空輸送以外の輸送関連費用）
（保険）	（保険）	（海上輸送及び航空輸送以外の輸送関連費用）
損害保険料	損害保険金	損害保険金
貨物運送保険料	生命保険料及び年金保険料	生命保険料及び年金保険料
生命保険金及び年金	生命保険金及び年金	生命保険金及び年金
再保險料	再保險金	再保險金
再保險金	保険、年金事務に関連する手数料	保険、年金事務に関連する手数料
（その他サービス）	（その他サービス）	（その他サービス）
通信に関連する費用	建設工事に関連する費用	建設工事に関連する費用
建設工事に関連する費用	金融取引に関連する手数料等（証券の発行又は募集に関連するものを除く。）	金融取引に関連する手数料等（証券の発行又は募集に関連するものを除く。）
金融取引に関連する手数料等（証券の発行又は募集に関連するものを除く。）	証券の発行又は募集に関連する手数料	証券の発行又は募集に関連する手数料
証券の発行又は募集に関連する手数料	ソフトウェア、システム開発又はコンピュータの維持管理等に関連する費用	ソフトウェア、システム開発又はコンピュータの維持管理等に関連する費用
ソフトウェア、システム開発又はコンピュータの維持管理等に関連する費用	情報に関する費用	情報に関する費用
情報に関する費用	知的財産権（著作権に関連するものを除く。）の使用料、技術指導料	知的財産権（著作権に関連するものを除く。）の使用料、技術指導料
知的財産権（著作権に関連するものを除く。）の使用料、技術指導料	著作権等使用料	著作権等使用料
著作権等使用料	鉱業権等使用料	鉱業権等使用料
鉱業権等使用料	リース料（ファイナンシャルリース料を除く。）	リース料（ファイナンシャルリース料を除く。）
リース料（ファイナンシャルリース料を除く。）	広告宣伝又は市場調査に関連する費用	広告宣伝又は市場調査に関連する費用
広告宣伝又は市場調査に関連する費用	法務、会計に関連する指導料、代行費用又は監査料等	法務、会計に関連する指導料、代行費用又は監査料等
法務、会計に関連する指導料、代行費用又は監査料等	研究開発費	研究開発費
研究開発費	その他専門業務に関連する費用	その他専門業務に関連する費用
その他専門業務に関連する費用	事務所の管理運営費（建設工事に係るもの）	事務所の管理運営費（建設工事に係るもの）
事務所の管理運営費（建設工事に係るもの）	文化又は教育サービスに関連する費用	文化又は教育サービスに関連する費用
文化又は教育サービスに関連する費用	音楽、映像又は興行等に関連する費用	音楽、映像又は興行等に関連する費用
音楽、映像又は興行等に関連する費用	政府機関又は国際機関等に関連する経費	政府機関又は国際機関等に関連する経費
政府機関又は国際機関等に関連する経費	貸借記又は相殺の決済戻	貸借記又は相殺の決済戻
貸借記又は相殺の決済戻	（所得資本）	（所得資本）
（所得資本）	支店収益	支店収益
支店収益	配当金（清算配当金を除く。）（外国親会社等又は外國子会社等との間）	配当金（清算配当金を除く。）（外国親会社等又は外國子会社等との間）
配当金（清算配当金を除く。）（外国親会社等及び外國子会社等との間以外）	配当金（清算配当金を除く。）（外国親会社等及び外國子会社等との間以外）	配当金（清算配当金を除く。）（外国親会社等及び外國子会社等との間以外）





日本 (アジア)	番号	別表第二　国又は地域番号　(第三十七条関係)
大韓民国	一一一〇〇八〇七〇六〇五	一〇〇
北朝鮮	一一一〇〇四〇三	一〇〇
中華人民共和国	一一一〇〇二	一〇〇
日本		一〇〇
国又は地域名		
ベトナム		
タイ		
シンガポール		
香港		
台湾		
モンゴル		
中華人民共和国		
北朝鮮		
大韓民国		
日本		
マレーシア		

アルバニア	ブルガリア	エストニア	ラトビア
北マケドニア	クロアチア	スロベニア	リトアニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ	トルコ	キプロス	ギリシャ
ブルガリア	セルビア	モンテネグロ	オーストリア
エストニア	マルタ	フィンランド	イタリア
ラトビア	ジブラルタル	スペイン	ポルトガル
アルバニア	ベルギー	フランス	オランダ
ブルガリア	ブルク	モナコ	デンマーク
エストニア	ブルク	スイス	アイルランド
ラトビア	ブルク	ドイツ	ノルウェー
アルバニア	ブルク	オランダ	デンマーク
ブルガリア	ブルク	ベルギー	アイスランド
エストニア	ブルク	フランス	マン島
ラトビア	ブルク	モナコ	ジャージー
アルバニア	ブルク	オランダ	ガーンジー
ブルガリア	ブルク	スイス	(西欧)
エストニア	ブルク	ドイツ	モルドバ
ラトビア	ブルク	オランダ	チエコ
アルバニア	ブルク	ベルギー	スロバキア

ベネズエラ	ガイアナ	スリナム	エクアドル	カリブ海
ペルー	ボリビア	パラグアイ	ウルグアイ	アルゼンチン
アンゴラ	ブルガリア	中央アフリカ	南アフリカ	南アフリカ
ブルンジ	コンゴ共和国	赤道ギニア	ガボン	コンゴ共和国
コンゴ民主共和国	コング共和国	ニジェール	ナイジェリア	ニジェール
コントンガ	ガーナ	ルワンダ	カーボベルデ	ルワンダ
コトコ	ガーナ	ヤード	マルタ	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	マリ	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	トーラン	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	ベナン	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	ガーナ	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	ギニア	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	セネガル	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	ガンビア	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	モーリタニア	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	西サハラ	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	チュニジア	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	スー丹	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	モロッコ	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	英領南極地域	ヤード
コトコ	ガーナ	ヤード	(アフリカ)	ヤード

セント・ヘレナ	エチオピア	ジブチ	サントメ・プリンシペ
ソマリア	ケニア	タンザニア	ソマリア
ウガンダ	モザンビーク	モザンビック	ウガンダ
セーシェル	マダガスカル	マダガスカル	セーシェル
南アフリカ共和国	ナミビア	ナミビア	南アフリカ共和国
レソト	ボツワナ	ボツワナ	レソト
マラウイ	エスワティニ	エスワティニ	マラウイ
ザンビア	コモロ	コモロ	ザンビア
エリトリア	ボツワナ	ボツワナ	エリトリア
南スーダン	エスワティニ	エスワティニ	南スーダン
(大洋州)	コモロ	ザンビア	(大洋州)
オーストラリア	ボツワナ	ボツワナ	オーストラリア
ニュージーランド	エスワティニ	エスワティニ	ニュージーランド
クック諸島	コモロ	コモロ	クック諸島
トケラウ諸島	ボツワナ	ボツワナ	トケラウ諸島
ニウエ島	エスワティニ	エスワティニ	ニウエ島
サモア	ザンビア	ザンビア	サモア
バヌアツ	ボツワナ	ボツワナ	バヌアツ
ソロモン	ボツワナ	ボツワナ	ソロモン
トンガ	エスワティニ	エスワティニ	トンガ
フィジー	エスワティニ	エスワティニ	フィジー
キリバス	コモロ	コモロ	キリバス
ナウル	ボツワナ	ボツワナ	ナウル
グアム	エスワティニ	エスワティニ	グアム
ニューカレドニア	ザンビア	ザンビア	ニューカレドニア
米領サモア	バヌアツ	バヌアツ	米領サモア
米領セアニア	ソロモン	ソロモン	米領セアニア
マーシャル	トンガ	トンガ	マーシャル

別紙様式第二

新規株式第一 別紙規則：外國為の取引等の 報告に関する省令	
主務官署：財務省	
支払又は支払の受領の銀行（ 支払又は支払の受領の銀行）	
報告月日： （銀行又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領）	
支払又は支払の受領の銀行日	
報告書の区分（14） （該当分に○）	
1. 銀行 2. その他の金融機関 3. 一級銀行 4. 中央銀行	
5. その他 （該当する場合は記入）	
米蘭番号 （上記5のうち国際収支項目番号が記入要領3に 該当する場合に記入）	
（15～17）	
（該当する場合は記入）	
（18～20） 米蘭番号 （該当する場合は記入）	
支払又は支払の受領の銀行（ 支払又は支払の受領）	
所在国又は地域	
電子決済手段等の本邦通貨への換算方法（該当分に○） 二の場合は（ ）内に使用した換算レートを記入すること。）	
3 所在国又は地域	

イ. 乗換相場	ロ. 月平均レート ハ. 月末レート ニ. その他( )	日本銀行使用欄(通貨)
支払又は支払の受領の目的	受払の区分 金額(決済通貨により記入すること。)	(記入要領) 1 西暦により記入すること。 2 買賣者により記入すること。 3 買賣番号について、本省別用欄3に定める業種番号を記入すること。 4 買賣番号について、本省別用欄3に定める業種番号を記入すること。ただし、買賣者の業種番号について は、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的、国際収支項目番号について、支払等の目的が、国際収支項目番 号512、521、531、541、568、811、812、815、820、915、917、923に該当する場合に記入すること。 5 支払又は支払の受領の目的欄には、本省令第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入する こと。 6 支払又は支払の受領の金額について記入すること。 7 支払又は支払の受領の金額について、原則として決済通貨により記入するが、支払又は支払の受領が電子決済 手続等(第6条第9号に規定された上で記入すること。 8 支払又は支払の受領の金額について記入する場合には、本省式を用いて当額不足する欄のみを記入し次第として報告すること。 9 支払又は支払の受領の金額(相手方どして決済する場合による報告書により国際収支項目ごとに分類して報告 し、相手方の支払等については国際収支項目番号を401(貸付記又は借入の決済況)として支払等の報告を行 こかでできる。
国際取扱項目番号:	支 払	(24) (25~36) (37~39)
支払又は支払の受領の目的:	支払の受領	(40) (41~52) (53~55)
(56~58)	(59) 支 払	(60~71) (72~74)
国際取扱項目番号:	支 払	(75) (76~87) (88~90)
支払又は支払の受領の目的:	支払の受領	(91~93) (94) 支 払
		(95~106) (107~109)
国際取扱項目番号:	支 払	(110) (111~122) (123~125)
支払又は支払の受領の目的:	支払の受領	(126) (127) (138) 支 払
		(139~141) (142~144) (145) 支 払
国際取扱項目番号:		(146~157) (158~160)
支払又は支払の受領の目的:		(161~163) 日本銀行使用欄(通貨)

(注) 1 貨物の輸出入代金について、本報告の対象外である。  
2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。  
(日本商業規格A-1)

別紙様式第三

根拠法規：外貨為替の取引等の

5

当分に○)  
イ. 舍む

ない

主務官序：財務省

卷之三

財務大臣 懸  
(日本銀行経由)

報年月日：

支払又は支払の受領の目	取引の相手方の所住国 又は地域の発行体の所住国 (非居住者多発行證券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体の所住国 (又は地図)
支払の方法	△

4 電子決済手段等の本邦通貨への換算方法（該当分に○）二の場合には（ ）内に使用した換算レートを記入すること。

2 貿易通貨（該当分に○）

3 外国通貨の本邦通貨への換算方法（該当分に○）一の場合には（ ）内に（ ）内に記入すること。

4、月平均レート □、月末レート □、その他レート等

国際取扱項目番号：	支 払							
支払又は支払の受領の目的：	支 払の受領							

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「報告書の業種番号」欄には、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際取扱項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。

3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

4 支払等を行った通貨により報告する場合は、当該決済手段の種類ごとに別業として記入すること。また、電子決済手段等(法第6条第1項第9項に規定する電子決済手段等をい。以下同じ。)により支払等を報告する場合にはも別業として作成すること。

5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際取扱項目番号及び支払等の目的を記入すること。

6 支払等電子決済手段番号番号別から所在国又は地域別に集計すること。

7 月中の支払等を国際取扱項目番号別から所在国又は地域別に集計すること。

8 「買引の相手方の所在國(は地図)、欄(原則)」(支払等の原因となった相手方の相手方)(兼用欄者発行証券への支払に係る支払等にあっては証券の発行体)の所在国又は地域別により区分することただし、買取引の相手方により区分することが困難な場合は、支払等の相手方により区分して差し支えな。

9 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて記入欄不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

10 備考欄の相殺及び証券の交換その他の現物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、備考及

(注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。  
2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別添「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。  
11 支払等の目的が、国際取扱項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、②により報告すること。

(日本通関規格A 4)

(2/1)

び債務の履約(履行とて決済する部分を含む。)について本報告書により国際取扱項目ごとに分類して報告し、相應の支払等については国際取扱項目番号を「49(貸借記又は借入/売却)」として支払等の報告を行うことができる。

支払又は支払の受領	支払	支払の受領
の目的:		
国際取引項目番号: 支払又は支払の受領	業務番号: 支払	支払の受領
の目的:		
国際取引項目番号: 支払又は支払の受領	業務番号: 支払	支払の受領
の目的:		
国際取引項目番号: 支払又は支払の受領	業務番号: 支払	支払の受領
の目的:		

2 「支払又は受払手続の目的」欄には、本省令第1に定める簡易収支項目番号921にて報告する場合には、当該株式等の発行体の業種又について記入すること。簡易収支項目番号921にて報告する場合には、当該株式等の発行体の業種又について記入すること。

3 「取引の相手方の業種」欄に、支払等の目的が、簡易収支項目番号512、521、531、541、568、811、812、815、820、913、917、923に該当する場合は、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。

4 支払等が電子決済手段により行われた場合には、当該電子決済手段を本項欄に換算した上で記入すること。

- 5 月中の支払等を国際収支項目番号別に所在国又は地域別に集計すること。  
 6 「取引の相手方の所在国又は地域、債権買取（支払等の原因になった取引）の相手方（非居住者発行證券への投資による支払等であっては證券の発行体）の所在国又は地域により区分すること。ただし、購入引相手方に限り区分することが困難な場合は、支払等の相手方により区分すること。ただし、購入引記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本欄式を用いて該欄不記する欄のみを記入し次業として報告すること。
- 7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本欄式を用いて該欄不記する欄のみを記入し次業として報告すること。
- 8 債権債務の相殺及び證券の交換その他の現物による決済による支払等についても報告書を要する。この場合、債権及び債務の範囲（取扱いとして決済する部分を含む。）について本報告書にて該欄に分類して報告を行ふこと。  
 9 債権記入欄又は支払等については国際収支項目番号を「49」（貸倒記又は相殺の決済元）として支払等の報告を行うことができる。

(日本産業規格A4)

(2/2)

## 別紙様式第三

根抵法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

支払又は支払の受領に関する報告書  
(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)

(該当に○)		1. 支 払 2. 支払の受領		報告 年 月 日：
財務大臣 殿 (日本銀行頭取)		支払又は支払の受領の実行日		
1 報告者 氏名 又は 名 称 及び代表者の氏名				
住所 又は 所 在 地				
担当者の氏名(電話番号)				
2 取引の相手方(非居住者発行證券への投資による支払等にあっては證券の発行体) 氏名 又は 名 称 所在国又は地域				業種番号(15~17) (「4 国際収支項目番号」 が記入要領3に該当する場合に記入)
3 金額(決済通貨により記入すること。)(18~29)				
(記入要領)				
1 西暦で記入すること。 2 1取引の相手方欄には、原取引(支払又は支払の受領)又は(以下「支払等」という。)の原因となつた取引の相手方(非居住者発行證券への投資による支払等にあっては證券の発行体)を記入すること。ただし、原取引の相手方を記入することが困難な場合には、支払等の相手方を記入して差し支えなさい。 3 業種番号については、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号について記入する場合は、支払の目的が国際収支項目番号5121, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 912, 915, 900に該当する場合に、取引の相手方の業種番号においては、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合に記入すること。 なお、發行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号921に該当する場合には、報告者の業種番号に代えて該株式等の発行体の業種番号を記入すること。 4 非居住者の間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者との間で債権債務の取引がある場合(以下「もみあい」という。)を行う場合であって、本省令別表第3に該当する場合は、当該債権債務の決済の相手方である非居住者と取引の相手方として記入し、当該債権債務の決済の内容に従って国際収支項目番号を記入すること。				
4 国際収支項目番号 (本省令別表第1に定める番号を記入すること。 2以上に該当する項目が2以上にわたり複数場合は、番号を連記し当該番号に對応する金額をかっこ書きすること。)(30~32)				
5 報告者の区分 (33) (該当に○) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他  業種番号 (上記5のうち、「4 国際収支項目番号」が記入要領3に該当する場合に記入) (34~36) ( )				
日本銀行 広用欄 (37~39) (40~42) 国 通貨 銀行等又は資金移動業者使用欄 整理番号等(43~47)				
取扱店舗名 (日本産業規格A5)				

## 別紙様式第4

根拠法規：外国為替の取引等の  
報告に関する省令  
主務省：財務省

支払又は支払の受領に関する報告書  
(銀行又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領(取引まとめ))

財務大臣監  
(日本銀行経由)

報告年月日 \_\_\_\_\_

報告者：  
氏名又は会社名  
及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_

報告者の区分(該当分に○)  
1. 銀行 2. その他の金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他

報告者の業種番号(上記5のうち国際収支項目番号が記入要領に該当する場合に記入)

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

責任者の氏名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

1 支払又は支払の受領の実行日： 年 月 日から末日まで

2 報告通貨(該当分に○) イ、円(3に換算方法を記入) □、以外( ) ( )内に通貨名を記入すること。)

3 外国通貨の本邦通貨への換算方法(該当分に○) ハの場合には( )内に使用した換算レートを記入すること。  
(注 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領を除外して報告するが困難な場合には、当該支払又は支払の受領を含めて報告して差し支えない。)

(イ) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領10に該当する場合を除く。)

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	受払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては該当事の発行体の所在国又は地域)
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払		
支払又は支払の受領の目的：	支払の受領		
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払		
支払又は支払の受領の目的：	支払の受領		
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払		
支払又は支払の受領の目的：	支払の受領		
銀 行 等 又 は 資 金 移 動 業 者 使 用 権			
整理番号等			
取扱店舗名			

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「報告者の業種番号」欄には、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 815, 817, 825, 911, 912, 915, 920に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。

3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

4 支払等を行った通貨により報告する場合には、当該決済通貨の種類ごとに別表として作成すること。

5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第3に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。

6 月別の支払等を国際収支項目番号別に所在国又は地域別に集計すること。

7 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原住所(支払等の原因となった取引をいふ。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては該当事の発行体の所在国又は地域)により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。)

8 記入欄が不足する場合は、通常欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄を記入し次第としてて報告すること。

9 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的大額預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であって、本省令第1条第2項第1号ロ又はハに該当するさるには、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従って国際収支項目番号を記入すること。

10 支払等の目的が国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、(2)により報告すること。

(注)

1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。

2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。

3 本報告の手続きを、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理施設を使用して行う場合については、本省令第3条第2項に規定する特定の銀行等又は資金移動業者ごとに区分して行う必要なく、当該特定の銀行等又は資金移動業者を取りまとめて当該手続きを行って差し支えない。

(日本産業規格A4)

(4/1)

報告者の氏名又は名称						
(単位：百万円・千通貨単位)						
支払又は支払の受側(国際収支項目番号が記入要領に該当する場合に限る。)	取引の相手方の業種	受払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体の所在国又は地域)		
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				
国際収支項目番号： 支払又は支払の受側の目的：	業種番号： 支払					
		支払の受側				

(記入要領) 1 支払又は支払の受側(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 822, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合に備考すること。

2 「支払又は支払の受側の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。

3 発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。

4 「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 821, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。

5 月中の支払等を国際収支項目番号別に在団又は地域別かつ業種番号別に集計すること。

6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

7 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号又はハに該当するときは、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従って国際収支項目番号を記入すること。

(4/2)

(日本商業規格44)

別紙様式第十三 (平23財令96・改正、平26財令91・令元財令9・令2財令68・一部改正)

根抵法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：財務省

証券の取得又は譲渡に関する報告書

財務大臣 殿 報告年月日：\_\_\_\_\_

(日本銀行経由) 報告者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

報告者の区分(該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関

3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他

住所又は所在地\_\_\_\_\_

責任者の氏名\_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号)\_\_\_\_\_

	<p>(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。) 1)自己取引 2)委託取引</p>
<p>1 取引の区分</p> <p>取引の当事者(新規取引の場合に記入する。) 譲受者の氏名又は名称： 譲受者の住所又は所在地： 譲渡者の氏名又は名称： 譲渡者の住所又は所在地：</p>	
<p>2 取引の種類</p> <p>(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)</p> <p>1) 証券の取得(一般売買) 2) 証券の譲渡(一般売買) 3) 証券の買戻先の更入(条件付売買) 4) 証券の買戻先の売出し(条件付売買) 5) 証券の売現先の売却(条件付売買) 6) 証券の売現先の売買し(条件付売買) 7) その他( )</p>	
<p>3 証券の種類</p> <p>(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)</p> <p>1) 株式(6) 会社型投資信託に係る株式に該当するものを除く。 2) 現金配当 3) 新株予約権 4) 中長期債券(原則的期間が1年を超えるもの) 5) 短期証券(原則的期間が1年以内のもの) 6) 会社型投資信託に係る株式 7) 契約型投資信託に係る受益証券 8) その他(原則的期間が1年を超えるもの) 9) その他(原則的期間が1年以内のもの)</p>	

	<p>(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。) 1)外貨証券・非居住者発行 2)外貨証券・居住者発行 3)円証券・非居住者発行 4)円証券・居住者発行</p>
<p>4 証券発行体の区分</p>	
<p>□□□□ ③及び④は録柄コード番号を記入する。</p>	

(日本産業規格 A 4)

(裏面)	
5 非居住者の所在国等	所在国又は地域名( ) □□□□□ 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
非居住者発行証券を用いた条件付売買における相手方の所在国等	所在国又は地域名( ) □□□□□ 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	(実行日) □□□□□ 年 □□□□□ 月 □□□□□ 日 (契約:「2 取引の種類」が1), 2, 3 の場合に該する。) □□□□□ 年 □□□□□ 月 □□□□□ 日
7 取引金額等	( )

## (記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 銀行等又は金融商品取引業者が取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたこととは、「1 取引の区分」欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は住所及び所在地を記入すること。
- 4 「2 取引の種類」欄中「1) 直接の取引(一般売買)」及び「2) 証券の譲渡(一般先取引)」は、証券の取扱又は譲渡のうち、該証券の受渡し状況を伏さるもの(いわゆる他の「1)」から「6)」以外の証券の取扱又は譲渡(直接の取引)、先物取引、オプション取引、先物取引、スマップ取引又はその他のリバティ/取引(たとえば法第6条第1項第1号に規定する金融機関等先物契約に該当するものと続く)又は新規予約権等の予約権の行使権に係る取扱業者等をいふ)内に該当するものと解く。また、新規予約権等の権利行使権に該当する場合は、権利行使した新規予約権料の折算予約権料三澤分、新規予約権等又は新規予約権料の委託も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込した場合は、当該社債の金額をかっこ括弧で記入すること。
- 5 「4 在来発行体の区分」欄中「外債証券」とは法第6条第1項第13項に規定する外債証券をいい、「円債証券」とは外債証券以外の證券をいう。また、円債証券の給付コード番号は、証券コード開設会(金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの)により指定された当該円債証券のコード番号を記入すること(非上場証券の場合新規コード番号は99999とすること)。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行(又は割当済)へ照会すること。
- 6 「5 非居住者の所在国等」欄に「非居住者発行証券(「4 証券発行体の区分: 1) 又は3)」の場合は取引の相手方の所在国等を記入し、居住者発行証券(「4 証券発行体の区分: の2 又は4)」の場合は取引の相手方(委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者)の所在国等を記入すること。
- 7 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、一般売買と「2 取引の種類」その他に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。
- 8 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。





別紙様式第十五の二 (平23財令96・全改、令元財令9・令2財令68・一部改正)

根据法援：对因法律的指引等而被告以财产有全  
主刑监禁：财、房、者

詩經大綱

紅茶の栽培技術の開拓と生産

(日本語版第5章)

(3) 本報を書くに際しては、この範囲を超えることは避けたい。



別紙様式第十六 (平25財令02・全改・令元財令5・令2財令02・一部改正)  
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
 報告に関する省令  
 主務官庁：財務省

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財務大臣殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

住所又は所在地\_\_\_\_\_

職業又は業種\_\_\_\_\_

責任者の氏名\_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号)\_\_\_\_\_

1 取引手の方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は所在地			
2 投資先の概要	(1) 名称及び所在地 (該当分に○)	イ 上記1に同じ <input type="checkbox"/> その他(具体的に記入すること。)		
	(2) 資本金(取得後)			
	(3) 事業内容			
3 取得の時期等	(1) 取得の対価 種類 (該当分に○)	イ 株式・出資の持分	・設立・増資・発行済	
		ロ 社債(普通・転換)		
		ハ その他(具体的に記入すること。)		
(2) 取得年月日				
(3) 支払年月日				
4 その他の事項				

(記入要領)

1 西暦により記入すること。

- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 「1 取引の相手方」欄中「② 住所又は所在地」欄には、所在国名(國に該当しない場合は地域名)のみの記入とすることで差支えない。
- 4 「2 投資先の概要」欄中「① 名称及び所在地」欄の所在地には、所在国名(國に該当しない場合は地域名)のみの記入とすることで差支えない。なお、「② 資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「③ 事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
- 5 「3 取得の時期等」欄中「② 取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。
- 6 「3 取得の時期等」欄中「② 取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。
- 7 「4 その他の事項」欄には、資金用途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②所在国又は地域、③出資比率(投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか)及び④事業内容を記入すること。
- 8 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

(日本産業規格A4)

別紙様式第十九  
別紙様式第十八  
別紙様式第十七  
削除

別紙様式第十九 (平23財令18・全改、平25財令62・令元財令9・令2財令88・一部改正)  
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：\_\_\_\_\_

氏名又は名称及び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

住所又は所在地\_\_\_\_\_

職業又は業種\_\_\_\_\_

投融資先法人名  
(所在国又は地域名) 責任者の氏名  
( ) 担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

1 報告事由の発生年月日				
2 報告の内容	(1) 証券の譲渡	譲渡金額	譲渡数量	
		譲渡の相手方(所在国又は地域)		
	(2) 貸付契約又は債権の免除	放棄又は免除の金額		
	3 その他の事項			

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
  - 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
  - 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除く記入を要しない。
- (日本産業規格A 4)

別紙様式第二十 削除 (平23財令18)

別紙様式第二十一  
削除

別紙様式第二十一 (平23財令45・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)  
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：\_\_\_\_\_

氏名又は名称及び  
代表者の氏名\_\_\_\_\_

住所又は所在地\_\_\_\_\_

居住者(該当分に○)  
不在者(該当分に○)

報告者の区分(該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府  
4. 中央銀行 5. その他( )

住所又は所在地  
代  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名\_\_\_\_\_

住所又は所在地  
業者(該当分に○)

業者(該当分に○)

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

1 発行又は募集した証券		(1) 種類	(2) 額
(1) 発行又は募集を行った日		□□□□年□□月□□日	
(2) 発行又は募集の場所			
(3) 発行・買付・償却			
(4) 利率(年率%)		□□□□年□□月□□日	
3 募集又は発行の条件			
(5) 最終償却期		□□□□年□□月□□日	
(6) 手数料			
4. その他(該当分に○)			
5. 債券額(払込金額)			
(1) 呆 2. 呆 3. 呆 4. 呆 5. 呆 6. 呆 7. 呆 8. 呆 9. 呆 10. 呆 11. 呆		計	
6. その他(該当分に○)			

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
- 2 「報告者」欄に「5. その他」に該当する場合は、かっこ内に購入業者又は業種を具体的に記入すること。  
3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。  
4 「報告者の区分」欄には、該当する欄に記入すること。  
5 「報告者の区分」欄には記入を要しない。
- 6 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除く記入を要しない。
- (日本産業規格A 4)

別紙様式第二十二 (平成26年6月・令和令9・令2月令83・一部改正)  
根抵法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省  
本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：  
報告者：  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名  
国籍  
住所又は所在地  
職業又は業種  
代理人  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名  
住所又は所在地  
職業又は業種  
責任者の氏名：  
担当者の氏名(電話番号)：

1 取得の態様 (該当分に○)	イ 購入 <input type="checkbox"/> 抵当権設定 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/>	始期 _____ 終期 _____
ニ その他(具体的に記入すること。)		
2 不動産の内容 (該当分に○)	イ 土地(面積 m <sup>2</sup> ) ロ 建物(延床積 m <sup>2</sup> ) ハ その他	
3 不動産の所在地		
4 取得年月日		
5 取得の対価		

(記入要領)  
1 西暦により記入すること。  
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。  
3 「「1. 取得の対価」欄には実際の取引貨物をもって記入することとし、「「2. 取得の態様」欄において「 抵当権設定」に該当する場合には抵当権設定により担保される金額を、「 貸借」に該当する場合には一定期間における賃借料及び当該期間をそれぞれ次の例にならってかって書きすこと。  
(例：(担保される債権の額 100万米ドル)、(賃借料 100万円／月))

(日本産業規格 A 4)

根抵法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介等に関する報告書

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：  
報告者：  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名  
住所又は所在地  
責任者の氏名：  
担当者の氏名(電話番号)：

1 取引の当事者	居住者の氏名又は名称： 非居住者の氏名又は名称：	
2 取引の種類	<input type="checkbox"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)	
1) 居住者による電子決済手段等の買入 2) 居住者による電子決済手段等の売却 3) 電子決済手段等と他の電子決済手段との交換		
3 電子決済手段等の種類	<input type="checkbox"/> 【電子決済手段等の売買】 (下記の中から売買する電子決済手段等の種類を選びその番号を枠内に記入し、6)について( )内に電子決済手段等の種類的具体的な名称を記入すること。)  <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換】 (下記の中から交換する電子決済手段等の種類をそれぞれ選び、居住者が譲り受けた電子決済手段等の番号をイの枠内に記入し、6)について( )内に電子決済手段等の種類的具体的な名称を記入すること。)	
1) ビットコイン(BTC) 2) イーサリアム(ETH) 3) リップル(XRP) 4) ビットコインキャッシュ(BCC又はBCH) 5) ライトコイン(LTC) 6) その他( )		
4 非居住者の所在国等	所在国又は地域名( )	
5 取引の実行年月日	年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 (単位：百万円)	
6 取引金額	<input type="checkbox"/> 【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法】 (下記の中から選びその番号を枠内に記入し、4)の場合には( )内に具体的な換算の方法(レート)を記入すること。)	
1) 実勢相場 2) 月中平均レポート 3) 月末レート 4) その他( )		

(日本産業規格 A4)

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 「4 非居住者の所在国等」欄は、上欄に取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域名を記入し、下欄に該当所在国又は地域に係る本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
- 4 「5 取引の実行年月日」欄には、当該取引の決済日を記入すること。
- 5 「6 取引金額」欄は、以下の取引の種類に応じた金額を記入すること。
  - (1) 電子決済手段等の売買  
電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
  - (2) 電子決済手段等との電子決済手段等との交換  
居住者が譲り受けた電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、1)~4)の該当する番号を記入すること。「4)その他」の場合には、具体的な換算の方法(レー)トを記入すること。
- 6 本報告書の提出に際しては、この記入要領を転写することは不要しない。

別紙様式第二十四

別紙様式第二十四

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

#### 電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等の交換に係る媒介等に関する報告書(一括報告分)

財務大臣  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_  
報告者： \_\_\_\_\_  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
責任者の氏名 \_\_\_\_\_  
担当者氏名(兼任用)

共通項目	
取引の種類	取引年月

電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法(該当分に○ 4. の場合には( )内に使用した換算の方法(レート)を記入すること。)

1. 実勢相場      2. 月中平均レート      3. 月末レート      4. その他( )

Digitized by srujanika@gmail.com

Table 1. Summary of the main characteristics of the three groups of patients.

(記入欄)

- （公取要領）  
1. 販売元より記入すること。  
2. 「両責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。  
3. 本報告書は、報道しようとする電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段との交換が行われた日の属する月に記入すること。  
4. 3千円未満以下の電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段との交換が困難な場合には、これらを含めて報告して差し支えない。

- 5 「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。  
6 本報告書は、「取引の種類」適宜に別欄として作成すること。  
7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。  
8 電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段との交換の取引当事者の氏名又は名称について

【報告書裏面】  
【共通項目】

取引の種類【注1】		取引年月【注2】	
コード	定義		
1	居住者による電子決済手段等の 購入	YYYYMM (3桁)	西暦年月 (6桁)
2	居住者による電子決済手段等の 売却		
3	電子決済手段等と他の電子決済手 段との交換		

## 【明細項目】

電子決済手段等の種類【注3】		非居住者の所在国等【注4】		取引金額【注5】
コード	定義	コード	定義	
1	ビットコイン (BTC)	(3桁)	本省令別表第2に定め る国又は地域番号	本邦通貨換算 (百万円単位)
2	イーサリアム (ETH)			
3	リップル (XRP)			
4	ビットコインキャッシュ (BCC又 はBCH)			
5	ライトコイン (LTC)			
6	その他			

## 【注1】取引の種類

居住者による電子決済手段等の購入を「1」、居住者による電子決済手段等の売却を「2」、電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換を「3」として記入すること。

## 【注2】取引年月

年表示は西暦(4桁)で記入し、月表示は「01」から「12」までとし記入すること。

## 【注3】電子決済手段等の種類

(1) 電子決済手段等の売買  
売買する電子決済手段等の種類をイ欄にのみ記入すること。  
(2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換  
居住者が譲り受けける電子決済手段等の種類をイ欄に、居住者が譲渡する電子決済手段等の種類をロ欄に記入すること。  
(注) コード「1」～「5」を記入する場合、「名称」欄の記入は要しない。

## 【注4】非居住者の所在国等

取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。

外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

## 【注5】取引金額

以下の取引の種類に応じた金額を記入すること(単位未満は四捨五入)。

(1) 電子決済手段等の売買  
電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第30条第1号の規定により円換算の上、記入すること。

(2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換  
居住者が譲り受けける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入することとし、電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、「電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法」の1.～4.の該当する番号に○を付けること。  
「4. その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。

別紙様式第二十五 (平成5年6月・全般、令和5年6月・令和6年・一部改正)  
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

特別国際金融取引勘定における資金の運用調達状況報告書

( 年 月 分 )

報告年月日 \_\_\_\_\_

報告者：\_\_\_\_\_

名称及び代表者の  
氏名

所在地 \_\_\_\_\_

責任者の氏名

担当者の氏名  
(電話番号)

財務大臣 殿

(日本銀行経由)

(単位：億円)

資産 A 対非居住者	負債 B 対非居住者	その他の勘定との間の 資金の振替額[A-B] (△印入端)	
		△	△
/1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

## 付 表

当月中の対非居住者運用資産の月中平残	
前月中の対非居住者運用資産の月中平残 (又は100億円) C	
当月中の日々の振替限度額 [C × 10 / 100]	
当月中の毎日のその他の勘定との間の資金の振替額	その他の勘定からの資金の振替額の合計額
	その他の勘定への資金の振替額の合計額

(記入要領)

- 八  
1 西脇により記入すること。  
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。  
3 本報告書には、月中の毎日の終業時において特別国際金融取引勘定に経理されている資金の運用及び調達の状況を記入すること。  
4 審査及び負担の記入にあたっては、デリバティブ取引を除くこと。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二十六

別紙様式第二十七 (平23財令96・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

別紙様式第二十八（平23財令95・全改、令元財令9・令2財令68・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の  
報告に関する省令  
主務官庁：財務省

### 交付権の充質に関する報告書

( 年 月分)

財務大臣  
(日本銀行経由)

報告年月日 :	_____		
報告者 :	_____		
名称及び	_____		
代表者の氏名	_____		
報告者の区分 (該部分に○)	1. 銀行 2. その他金融機関 5. その他 住所又は所在地 _____ 責任者の氏名 _____		

相当不

DMZ (D = 500 nm)

別紙様式第二十八

	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他		

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。

4 債務者の所在国又は地域別、譲渡先の部門別に累計すること。

5 記入欄が不足する場合には、通常欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格A4)

報告者の名称: \_\_\_\_\_

2 対居住者貸付債権の売買

(1) 対居住者貸付債権の非居住者への譲渡

(単位: 億円)

債務者の部門 (該当分に○)	譲渡先の所在国又は地域	譲渡の対価	売買対象債権金額
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			

(2) 対居住者貸付債権の非居住者からの譲渡

(単位: 億円)

債務者の部門 (該当分に○)	譲渡先の所在国又は地域	譲渡の対価	売買対象債権金額
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般銀行 4. 中央銀行 5. その他			

4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他の金融機関 3. 税務署 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他の金融機関 3. 税務署 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他の金融機関 3. 税務署 4. 中央銀行 5. その他			

(記入要領) 1 西暦により記入すること。  
 2 円以外の通貨について社円に換算の上、記入すること。  
 3 報告者の部門別、譲渡先又は譲受先の所在国又は地域別に集計すること。  
 4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本欄式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二十九 (平28財令96・企政、令元財令98・令2財令98・一部改正)  
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
 報告に関する省令  
 主務官庁：財務省  
外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書

(年 月分)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_  
 報告者名：\_\_\_\_\_  
 代表者の氏名：\_\_\_\_\_  
 所在地：\_\_\_\_\_  
 責任者の氏名：\_\_\_\_\_  
 担当者の氏名(電話番号)：\_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

売却		買入れ	
件数	うち200万円相当額を超える取引件数	金額	件数

(記入要領) 1 西暦により記入すること。  
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。  
 3 銀行等を相手方として行った外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れ(居住者外貨預金勘定からの払出し又は同勘定への受入れを含む。以下同じ。)に係る計数については離くこと。  
 4 「売却」欄には、外国通貨又は旅行小切手の売却件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び売却金額を記入すること。  
 5 「買入れ」欄には、外国通貨又は旅行小切手の買入れ件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び買入れ金額を記入すること。  
 6 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。なお、「うち200万円相当額を超える取引件数」欄の「200万円相当額」を算定するに当たっては、本省令第35条第2号の規定にかかるわらず、外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れが行われた日における実勢外国為替場を用いても差し支えない。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第三十一 (平24年4月・令和元年4月・令2財令第1号改正)  
 根拠法規：外債為替の取引等の報告に関する省令  
 主務官署：財務省  
 貸付けの実行等の状況に関する報告書  
 (年月分)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

該当方に○印(数字は計表ID)

061	銀行勘定分
064	信託勘定分

計表ID(3桁)	
金融機関コード(5桁)	

報告年月日：  
報告者：  
名稱及び  
代表者の氏名  
所在地  
責任者の氏名  
担当者の氏名  
(電話番号)

1 本邦店の非居住者に対する貸付

(単位：億円)

	外国通貨貸		本邦通貨貸	
	実行	回収	実行	回収
対非居住者貸付 (本邦店名義)	0010			
うち中長期	0030			

2 本邦店の対非居住者貸付債務の放棄の状況

(単位：億円)

債務者の所在国又は地域	中長期貸付		短期貸付	
	外国通貨貸	本邦通貨貸	外国通貨貸	本邦通貨貸


(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「代表者の氏名」及び「所在地」欄については、記入を省略して差し支えない。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 本邦店の非居住者に対する貸付けの実行等の状況を対象とし、銀行勘定分、信託勘定分をそれぞれ別表に作成すること。
- 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
- 「中長期貸付」欄には原契約期間が1年を超えるもの、「短期貸付」欄には1年以内のものを記入すること。
- 「放棄」欄には合意・取決めに基づくもの(直接償却分)のみを記入すること。

(日本産業規格A4)

別紙様式第三十二 〔平14.4.4.43・全改、令元附令9・令2附令8・一部改正〕

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

財務大臣殿

〔日本銀行経由〕

月分

		米ドルが対面する取引		円が対面する取引(米ドルが除外)		左記以外の取引	
		ユーロ	その他の貨	ユーロ	英ポンド	オーストラリア・ドル	その他の貨
		円	ユーロ	通	通	スイス・フラン	通
対銀行等取引分	プロ-ガ-ル経由						
ア ウ ラ ト	本支店開設引						
リ ド	その他						
ト リ	プロ-ガ-ル経由						
本支店開設引							
対銀行等取引分							

「書任者の氏名」欄に報告の提出者について無記載された場合は、印字入力する。

4 「アウトライト」とは毎受渡日の「売り切り」又は「買切り」の取引をいい、「スワップ」とは受渡

「おまえの手本は、おまえ自身の心で決めるんだよ。」  
「おまえの心で決める？」  
「うん。おまえが喜んでやるから、それでいいんだよ。」

については該取引の約定日における想定元本額の合計額を記入すること。

6 「ブローカー経由」欄には、外國為替ブローカー（電子ブローカーを含む。）を経由した取引高を内書すること。

卷之三

8 「その他」欄には、顧客との取引及び銀行等又は外国にある銀行以外との銀行等間の國為替市場における取引等

9  
ノルマ外の通貨については米ドルに換算の上、記入する。

10 本報告書は、外国通貨又は旅行小切手の売買を除いて記入すること。ただし、外国通貨又は旅行小切手の売買を

卷之三

別紙様式第三十三 (平18財令61・全表、平19財令49・平27財令38・令元財令9・令2財令86・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

## 銀行等の非居住者等に対する国別債権債務に関する報告書

財務大臣殿

(日本銀行経由)

(年 月末現在)

報告年月日：\_\_\_\_\_  
報告者：名称及び代表者の氏名  
所在地\_\_\_\_\_  
責任者の氏名\_\_\_\_\_  
担当者の氏名（電話番号）\_\_\_\_\_

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						うち 非 銀 行						円 建
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	
ミャンマー													
中国													
香港													
インド													
インドネシア													
北朝鮮													
韓国													
ラオス													
マレーシア													
ネパール													
パキスタン													
フィリピン													
シンガポール													
スリランカ													
台湾													
タイ													
ベトナム													
その他													
アジア州計													

(記入要領) 1. 西暦により記入すること。

(1)

2. 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の 氏名を記入すること。

(日本産業規格A 3)

国(地域)別	外 貨 建						うち 非 銀 行						円 建
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	
アルゼンチン													
ボリビア													
ブラジル													
チリ													
コロンビア													
コスタリカ													
エクアドル													
メキシコ													
ニカラグア													
ペルー													
ウルグアイ													
ベネズエラ													
その他													
ラテンアメリカ計													
クウェート													
カタール													
サウジアラビア													
アラブ首長国連邦													
バーレーン													
イラン													
イラク													
リビア													
オマーン													
エジプト													
イスラエル													
ヨルダン													
レバノン													

(日本産業規格A 3)

(2)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称: \_\_\_\_\_

(単位: 百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建							う ち 非 銀 行					円 建
	米ドル	英ポンド	イスラエル	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	イスラエル	ユーロ	その他	計	うち 非銀行
シリア													
イエメン													
その他													
中近東計													
アルジェリア													
エチオピア													
ガボン													
コートジボワール													
ケニア													
モロッコ													
リベリア													
ナイジェリア													
ニジェール													
セネガル													
コンゴ民主共和国													
タンザニア													
南アフリカ													
ザンビア													
エスワティニ													
その他													
アフリカ州計													

(日本産業規格 A 3)

(2)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称: \_\_\_\_\_

(単位: 百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建							う ち 非 銀 行					円 建
	米ドル	英ポンド	イスラエル	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	イスラエル	ユーロ	その他	計	うち 非銀行
ベルギー													
ルクセンブルク													
フランス													
ドイツ													
イタリア													
オランダ													
スウェーデン													
スイス(B I Sを含む)													
ガーンジー													
ジャージー													
マン島													
英國													
オーストリア													
デンマーク													
アイルランド													
アイスランド													
スペイン													
ポルトガル													
フィンランド													
ノルウェー													
ギリシャ													
トルコ													
セルビア													
クロアチア													
スロベニア													
旧ユーゲスラビア													
その他													
西欧諸国計													

(日本産業規格 A 3)

(4)

	短期債権	報告者の名称：_____
	短期債務	(単位：百万米ドル)
	中長期債権	
	中長期債務	
国(地域)別	外 貨 建	円 建
	米ドル 英ポンド スイスフラン ユーロ その他 計	米ドル 英ポンド スイスフラン ユーロ その他 計
うち 非銀行		
アルバニア		
ブルガリア		
チェコ		
スロバキア		
旧チェコ・スロバキア		
ハンガリー		
ポーランド		
ルーマニア		
エストニア		
ラトビア		
リトアニア		
アルメニア		
アゼルバイジャン		
ベラルーシ		
ジョージア		
カザフスタン		
キルギス		
モルドバ		
ロシア		
タジキスタン		
トルクメニスタン		
ウクライナ		
ウズベキスタン		
旧ソ連		
その他		
東欧諸国計		

(日本産業規格 A 3)

(5)

	短期債権	報告者の名称：_____
	短期債務	(単位：百万米ドル)
	中長期債権	
	中長期債務	
国(地域)別	外 貨 建	円 建
	米ドル 英ポンド スイスフラン ユーロ その他 計	米ドル 英ポンド スイスフラン ユーロ その他 計
うち 非銀行		
カナダ		
米国		
バハマ		
バミューダ諸島		
ケイマン諸島		
キューバ		
ジャマイカ		
蘭領アンチル		
パナマ		
トリニダード・トバゴ		
その他		
カリブ海諸国計		
オーストラリア		
ニュージーランド		
バ布アニューギニア		
フィジー		
その他		
大洋州計		
国際機関計		
その他		
対非居住者合計		
うち 外国中央銀行 ・公的通貨当局		
対居住者		

(日本産業規格 A 3)

(6)

## (裏面)

## (記入要領)

- 1 本報告書は、特別国際金融取引勘定承認銀行等の本邦店の非居住者及び居住者に対する債権及び債務を対象とし、下記に従い作成すること。
- (1) 報告に当たっては外國通貨計、米ドル、英ポンド、スイス・フラン、ユーロ、その他外國通貨及び円建に区分すること。ユーロ参加国通貨建の債権、債務がある場合には、「ユーロ」欄に含めて記入すること。なお、それぞれについて「非銀行」に対する分を内書すること。
- (2) 債権債務ともに短期及び中長期に区分し、短期は原契約期間が1年以内のものを、中長期は同1年を超えるものを記入すること。
- 2 (1) 外貨建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書(外貨建本邦店分)」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計額に一致させること。
- (2) 円建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書(円建本邦店分)」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計額に一致させること。
- (3) 非居住者に対する債権債務の各合計額のうち「外国中央銀行及び公的通貨当局」に対する分を内書すること。
- 3 本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計を記入すること。
- 4 報告単位は百万米ドル単位(小数第一位まで記入、第一位未満四捨五入)とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

別紙様式第三十四 (平18財令67・全改、平19財令49・平27財令58・令元財令9・令2財令68・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省国別对外債権残高報告書(1/2)  
(年 月末現在)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：名称及び代表者の氏名\_\_\_\_\_

所在地\_\_\_\_\_

責任者の氏名\_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号)\_\_\_\_\_

財務大臣殿  
(日本銀行経由)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)		
					年(西暦)	月			
25	D 1						0		
(I) 合計 (連結ベース)									
(単位：百万米ドル)									
国(地域)別	コード	日本銀行 使用 欄	債 権 残 高						
			短 期		中 長 期				
			貸付金	その他 うち 資金放出	計	貸付金	その他 うち 資金放出 (うち円建)		
残存期間別区分									
計 1年以内 1年超 2年以内 2年超 分類不能									
<b>ミャンマー</b> 122									
中 国 105									
香 港 108									
イ ン ド 123									
イ ン ドネシア 118									
北 朝 鮮 104									
韓 國 103									
ラ オ ス 121									
マ レ シ ア 113									
ネ パ ー ル 181									
パ キ 斯 塘 124									
フィリビン 117									
シ ン ガ ボ ー ル 112									
ス リ ラ ン カ 125									
台 湾 106									
タ イ 111									
ベトナム 110									
そ の 他 700									
ア ジ ア 州 計 008									
アルゼンチン 413									
ボ リ ビ ア 408									
ブ ラジ ル 410									
チ リ 409									

(日本産業規格 B 4)

1 / 2 (I)

国別対外債権残高報告書（1／2）  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁) 年(西暦) 月	システム コード (1桁)
25	D 1					0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用 欄	債 権 残 高						計	残 存 期 間 別 区 分			
			短 期			中 長 期				1年以内	1年 超 2年以内	2年 超	分類不能
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)			
コロンビア	401												
コスタリカ	311												
エクアドル	406												
メキシコ	305												
ニカラグア	310												
ペルー	407												
ウルグアイ	412												
ベネズエラ	402												
その他の	725												
ラテンアメリカ計	015												
タウエート	138												
カタール	140												
サウジアラビア	137												
アラブ首長国連邦	147												
バーレーン	135												
イラン	133												
イタリア	134												
リビア	505												
オマーン	141												
エジプト	506												
イスラエル	143												
ヨルダン	144												
レバノン	146												

(日本産業規格 B 4)

1 / 2 (2)

国別対外債権残高報告書（1／2）  
( 年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁) 年(西暦) 月	システム コード (1桁)
25	D 1					0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用 欄	債 権 残 高						計	残 存 期 間 別 区 分			
			短 期			中 長 期				1年以内	1年 超 2年以内	2年 超	分類不能
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)			
シリリア	145												
イエメン	149												
その他の	705												
中近東計	005												
アルジェリア	503												
エチオピア	538												
ガボン	531												
コートジボワール	516												
ケニア	541												
モロッコ	501												
リベリア	515												
ナイジェリア	524												
ニジェール	525												
セネガル	510												
コンゴ民主共和国	533												
タンザニア	543												
南アフリカ	551												
ザンビア	554												
エスワティニ	556												
その他の	730												
アフリカ州計	006												
ペルギー	208												
ルクセンブルク	209												

(日本産業規格 B 4)

1 / 2 (3)

## 国別対外債権残高報告書(1/2)

(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 (5桁)	支店・現地 (5桁)	時期(6桁) 年(西暦)	月	システム (1桁)
25	D 1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高											
			短 期			中 長 期								
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超
フ ラ ン ス	210													
ド イ ツ	213													
イ タ リ ア	220													
オ ラ ン ダ	207													
ス ウ え ー デ ン	208													
スイス(B I Sを 含む)	215													
ガ ー ン ジ ィ	041													
ジ ა რ ჯ ი ე	043													
マ ン 島	060													
英 国	205													
オーストリア	225													
デ ン マ ー ク	204													
アイルランド	206													
アイスランド	201													
スペイン	218													
ポルトガル	217													
フィンランド	222													
ノルウェー	202													
ギリシャ	230													
トルコ	234													
セルビア	711													
クロアチア	241													
スロベニア	242													

(日本産業規格B 4)

1/2 (4)

## 国別対外債権残高報告書(1/2)

(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 (5桁)	支店・現地 (5桁)	時期(6桁) 年(西暦)	システム (1桁)
25	D 1					0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高											
			短 期			中 長 期								
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年超 2年以内	2年超
旧ユーゴスラビア	712													
そ の 他	710													
西 歐 諸 国 計	003													
アルバニア	229													
ブルガリア	232													
チ ェ コ	245													
スロバキア	246													
旧チェコ・スロバ キア	716													
ハンガリー	227													
ポーランド	223													
ルーマニア	231													
エストニア	235													
ラトビア	236													
リトアニア	237													
アルメニア	151													
アゼルバイジャン	150													
ベラルーシ	239													
ジョージア	157													
カザフスタン	153													
キルギス	154													
モルドバ	240													
ロシア	224													
タジキスタン	155													

(日本産業規格B 4)

1/2 (6)

## 国別対外債権残高報告書(1/2)

(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 (5桁)	支店・現法 (5桁)	時期(6桁) 年(西暦) 月	システム (1桁)
25	D 1					0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用 欄	債 権 残 高											
			短 期				中 長 期							
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年 超 2年以内	2年 超
トルクメニスタン	156													
ウクライナ	238													
ウズベキスタン	152													
旧ソ連	717													
その他の	715													
東欧諸国計	004													
カナダ	302													
米国	304													
バハマ	315													
パミュー諸島	314													
ケイマン諸島	328													
キューバ	321													
ジャマイカ	316													
蘭領アンチル	326													
パナマ	312													
トリニダード・トバゴ	320													
その他の	720													
カリブ海諸国計	014													
オーストラリア	601													
ニュージーランド	606													
パラグアイ	602													
フィジー	612													
その他の	735													

(日本産業規格B4)

1/2 (6)

## 国別対外債権残高報告書(1/2)

(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 (5桁)	支店・現法 (5桁)	時期(6桁) 年(西暦) 月	システム (1桁)
25	D 1					0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位:百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用 欄	債 権 残 高											
			短 期				中 長 期							
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	1年以内	1年 超 2年以内	2年 超
大洋州計	007													
アジア開発銀行	757													
欧州投資銀行	755													
米州開発銀行	754													
中米經濟統合銀行	761													
アフリカ開発銀行	758													
国際復興開発銀行	751													
欧洲鉄道金融公社	827													
北欧投資銀行	756													
欧洲開發会員国基金	826													
欧州連合	821													
その他の	740													
国際機関計	009													
日本	100													
合計	000													

(日本産業規格B4)

1/2 (7)

## 別紙様式第三十四

## ■監査外機関監査報告書(2/2)

東海大田銀  
(日本銀行総由)

支店・現法 年(西暦)	時期(6月) 月	システム バージョン (1位)	0
26	D 1		
1) 合計 (累計ベース)			

報告年月日: \_\_\_\_\_

報告者 全般及び担当者の氏名  
担当者: \_\_\_\_\_  
担当者の名前(監査番号): \_\_\_\_\_

## (1) 合計 (累計ベース)

支店・現法 年(西暦)	時期(6月) 月	システム バージョン (1位)	0
26	D 1		
1) 合計 (累計ベース)			

(単位:百万米ドル)

国(地域)別コード	合	計	監査の実施に付随する費用(税込額)	
			本店開設区分	支店開設区分
ミンダナオ	122			
中部	105			
島	108			
イラン	123			
合計	358	358	358	358

2/2 (1)

(日本監査規則B4)

インドネシア	118
北朝鮮	104
韓国	103
オーストリア	121
マレーシア	113
ネバーラル	131
ペキスタン	124
フィリピン	117
シンガポール	112
スリランカ	125
台湾	106
タイ	111
ベトナム	110
その他	700
アジア州計	308
アルゼンチン	413
ボリビア	408
ブルジル	410
チリ	409

國別對外債權及高報告書(2/2)

（平成・日本）

(日本老舗地図)	サンメリカ計	015
ク ハ メ ト	138	
カ ル	140	
サウジアラビア	137	
アラブ首長国連邦	147	
ハ レ ン	135	
イ ラ	138	
イ ラ ク	134	
リ ピ	505	
オ マ 一	141	
エ ジ ト	506	
イ ザ リ エ ル	143	
ヨ ル ノ	144	
レ ベ ナ ノ	146	

## 国別外債(償還実績台帳)(月末現在)

ID	登記区分	登記ID	登記年月(5桁)	登記年(西暦)	登記月(1桁)	登記日(5桁)	登記月(6桁)	登記年(西暦)	登記月(1桁)
1D	登記区分	登記ID	登記年月(5桁)	登記年(西暦)	登記月(1桁)	登記日(5桁)	登記月(6桁)	登記年(西暦)	登記月(1桁)
26	D 1								

(合計)(連結ベース)

国(地域)	別コード	借			貸			残			高の支店に対する貸付残高		
		貸付金	その他の貸付金	計	貸行の支店に対する貸付残高	貸付金	その他の貸付金	計	貸行の支店に対する貸付残高	貸付金	その他の貸付金	計	
シリア	145				うち公的機関				うち公的機関				
イエメノ	149				うち民間機関				うち民間機関				
その他の	705				本店				本店				
中近東	005				国外				国外				
アルジェリア	503				地区区分				地区区分				
エチオピア	538				地域区分				地域区分				
ガボン	531				機種				機種				
コートジボワール	516				客室				客室				
ケニア	541				その他				その他				
二													

(単位:百万米ドル)

(日本営業額B4)	モロッコ	リベリア	ナイジリア	ニジェール	セネガル	コンゴ民主共和国	タンザニア	南アフリカ	ザンビア	エスワティニ	エチオピア	アフリカ州計	ベルギー	ルクセンブルク
	601							515						
			534											
			626											
			510											
			532											
			512											
			561											
			554											
			566											
			730											
			606											
			206											
			209											

国別分析(実績) 計算書(2/2)						
		月次別年				
ID	支店区分	計数ID	金額(単位 (5桁))	支店・現地年(西暦)	時相(6桁) (5桁)	シグナル
26	D 1			年(西暦)	月	(1枚)
						0

  

(1) 合計(連結ベース)						
		支店	種類	高さ	高さの実店舗に割り当てる割合(現地貿易実店舗)	(単位:百万米ドラ)
国(地域)	別コード	会員	計	種類	本店周辺店舗所在地区分	種類
フ ラ ン ス	210			うち、外公的範囲		
ド イ ト リ ア	213			うち、外公的範囲		
イ テ リ ア	220			うち、外公的範囲		
オ リ ン グ ラ ンド	237			うち、外公的範囲		
ス ケ メ ーネ ル	238			うち、外公的範囲		
エ ロ イ	235			うち、外公的範囲		
ガ ー ナ ジ ア	041			うち、外公的範囲		
ジ ャ ー ジ 一	043			うち、外公的範囲		
マ ノ ネ ン	060			うち、外公的範囲		
英 國	205			うち、外公的範囲		

  

(日本企業版B4)						
オーストリア	225					
テ ヴ ト マ ー ク	204					
ア イ ル ト ン ド	206					
ア イ ス ラ ン ド	201					
ス ベ イ ン	215					
ス ル ト ガ ル	217					
フ ァ ン ラ ン ド	222					
ノ ル ケ ハ ー	202					
ギ リ シ *	230					
ト ル コ	234					
セ ル ピ ア モ ン ド	711					
ネ グ ロ						
タ ロ ア チ フ	241					
ス ロ バ ニ ア	242					

国別外債残高報告書(2/2)  
(月末現在)

ID	支社区分	社債ID	金額単位 (5桁)	支店・現法 (5桁)	年(西暦)	月	シス・ダム (1桁)
26	D 1						0
(1) 合計 (連結ベース)							

(単位：百万米ドル)

国(地域)別コード	債権			債務			(現地貸付現地勘定 未回収額)
	合	貸	借	高	行支店に於ける債 権(現地貸付現地勘定 未回収額)	債務	
日本支社	うち 外公債額	うち 民間会社債額	うち 政府債額	うち 支店所在地区	うち 支店所在地区	うち 支店所在地区	
日本支社	712						
その他	710						
その他	008						
アルバニア	229						
ブルガリア	232						
チコロベキア	245						
クロアチア	246						
旧ザンコ・クロアチア	716						
ハンガリヤ	227						
(1) 合計 (連結ベース)	227						

ギーランド	222						
ルーマニア	231						
エストニア	235						
ラトビア	236						
リトアニア	237						
アルメニア	151						
アゼルバイジャン	150						
ペルルーシ	239						
ジョージア	157						
カザフスタン	158						
キルギズ	154						
モルドバ	240						
ロシア	234						
タジキスタン	155						

(日本本業販路B4)

国別外債(償還実績台帳)(2/2)																																					
			年	月	年(西暦)	月	明細(6桁)	部門・現地	金額(単位:千円)																												
1D	ジ ア ル ダ ・ ス ト ラ ン ジ ー ン D I D A L 26	ス ト ラ ン ジ ー ン D I D A L 1	(5桁) 年(西暦)	(5桁) 月	(1桁) 年(西暦)	(1桁) 月	シ ー ク レ ム シ ー ク レ ム	セ ー ル セ ー ル	セ ー ル セ ー ル																												
(1) 合計 (連結ベース)																																					
(単位:百万米ドル)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国(地域)</th> <th rowspan="2">別</th> <th rowspan="2">コード</th> <th colspan="3">借</th> <th colspan="3">貸</th> <th rowspan="2">高の支店に対する貸付残高(現地外債残高)</th> </tr> <tr> <th>貸付</th> <th>金</th> <th>その他の</th> <th>合</th> <th>計</th> <th>貸付</th> <th>金</th> <th>その他の</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ト ル カ イ ア ラ ン ジ ン 日 ソ ノ の セ ル ナ ダ メ リ カ メ バ ハ</td> <td>186 238 162 717 715 004 302 334 335</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本店 地区別 貸付年月分 貸付 額 残 高</td> </tr> </tbody> </table>										国(地域)	別	コード	借			貸			高の支店に対する貸付残高(現地外債残高)	貸付	金	その他の	合	計	貸付	金	その他の	ト ル カ イ ア ラ ン ジ ン 日 ソ ノ の セ ル ナ ダ メ リ カ メ バ ハ	186 238 162 717 715 004 302 334 335								本店 地区別 貸付年月分 貸付 額 残 高
国(地域)	別	コード	借			貸			高の支店に対する貸付残高(現地外債残高)																												
			貸付	金	その他の	合	計	貸付		金	その他の																										
ト ル カ イ ア ラ ン ジ ン 日 ソ ノ の セ ル ナ ダ メ リ カ メ バ ハ	186 238 162 717 715 004 302 334 335								本店 地区別 貸付年月分 貸付 額 残 高																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">カ リ ブ の 他</th> <th rowspan="2">720</th> <th rowspan="2">カ リ ブ 海 諸 国 合 計</th> <th colspan="3">貸</th> <th colspan="3">借</th> <th rowspan="2">(日本企業規則B4)</th> </tr> <tr> <th>貸付</th> <th>金</th> <th>その他の</th> <th>合</th> <th>計</th> <th>貸付</th> <th>金</th> <th>その他の</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オ ー ス ト ラ リ ア ニ ー ジ ー ラ ン ド ハ イ ア ニ ー ギ ニ ア フ レ イ ジ ー セ の 他</td> <td>691 606 602 612 725</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										カ リ ブ の 他	720	カ リ ブ 海 諸 国 合 計	貸			借			(日本企業規則B4)	貸付	金	その他の	合	計	貸付	金	その他の	オ ー ス ト ラ リ ア ニ ー ジ ー ラ ン ド ハ イ ア ニ ー ギ ニ ア フ レ イ ジ ー セ の 他	691 606 602 612 725								
カ リ ブ の 他	720	カ リ ブ 海 諸 国 合 計	貸			借			(日本企業規則B4)																												
			貸付	金	その他の	合	計	貸付		金	その他の																										
オ ー ス ト ラ リ ア ニ ー ジ ー ラ ン ド ハ イ ア ニ ー ギ ニ ア フ レ イ ジ ー セ の 他	691 606 602 612 725																																				

国別貸付債権実績台帳(2/2)

(年  
月末現在)

ID	登記区分	登記ID	登記期間 (5桁)	支拂額・現状 (5桁)	期限(6桁) 年(西暦)	期限(6桁) 月	シヤツム シヤツム (1桁)
27	D 1						0
(1) 合計	(連結ベース)						

(単位: 1万米ドル)

国(地域)別コード	借			貸			高の差引に外れる額 (現地貨幣貸付地向 け残高)
	合	貸	借	計	貸	借	
大津	貸付金	その他	計	うち公的機関	うち民間機関	本四国地方	支拂額の差引に外れる額 (現地貨幣貸付地向 け残高)
大津	計	007					
アジア開発銀行	787						
新潟投資銀行	795						
米州開発銀行	794						
中米開発銀行	781						
アフリカ開発銀行	788						
(1) 合計	000						

国別貸付債権実績台帳(3/2)									
国開銀専門銀行	761								
日本政策金融公社	827								
北欧投資銀行	776								
歐洲開発会員国基金	826								
欧洲開発銀行	821								
その他の	740								
国開銀 計	059								
日本開発銀行	100								
合計	000								

(日本開発銀行)

## 別紙様式第三十四

監査外監査報告書  
(年月現在)

報告書類：外國為替の取引等の報告に関する省令  
主管官庁：財務省  
報告者：  
財産地の社名：  
担当者の氏名（監査署号）

神	国	102						
ラ	オ	ス	121					
マ	レ	シ	ア	113				
ネ	バ	ー	ル	131				
ア	キ	ス	タ	ン	124			
フ	イ	リ	ビ	ン	117			
シ	ン	ガ	ボ	ー	ル	112		
ス	リ	ラン	カ	カ	125			
台	イ	イ	イ	イ	116			
タ	ト	ナ	ム	110				
そ	ジ	の	他	700				
ア	ジ	ア	州	計	698			
アル	ゼ	ン	チ	ン	413			
ホ	リ	ビ	ア	フ	498			
ブ	ラ	ジ	ル	410				
チ	リ	リ	リ	469				

(日本実業規格B4)

新規大臣報由		日本銀行由	金庫現状	支店・現状	時期(6月)	シズチム
ID	登録ID	(5桁)	(5桁)	年(西暦)	月	シードム
26	D-1	スヌースボーダー等備及現施内付等届	年(西暦)	月	(1枚)	0
(2) 合計 金券等届合算ベース、酒店ベース、最終リスクベース						



国別外債償還額(年次明細)									
ID 区分	計数ID (5桁)	金額単位 (5桁)	支田・現地 年(西暦)		時期(6桁) 月(1桁)		シフト合 計		
			月	年	月	年	月	年	月
26	D1								0
(2) 合計 金利等与信(クロスボーダー・与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース									
(単位:百万米ドル)									
国(地域)	別	コード	合	計	うち	うち	うち	うち	うち
					外公的機関	民間金融機関	現地銀行	外債等償還額	未実行債務
シリ	ア	145							
イエメ	ン	149							
その	他	705							
中近東	計	905							
アルジェリア	ア	593							
エチオピア	ア	538							
ガボン	ン	581							
コートジボワール	ル	516							
ケニア	ア	541							
モロッコ	ク	501							

(日本企画帳簿B4)

ヨーロッパ・南北米高級生産 年別生産量(万トン)						
国(地) 域別 コード	合 計	販 売 額		生 産 量		
		うち 外公的機関 援助金額(億 ユーロ)	うち 外公的機関 援助金額(億 ユーヽ)	うち 内公的機関 援助金額(億 ユーヽ)	うち 内公的機関 援助金額(億 ユーヽ)	
オーストリア	225					
デンマーク	204					
アイルランド	206					
アイスランド	201					
スペイン	218					
ポルトガル	217					
フランス	222					
ノルウェー	202					
ギリシャ	230					
トルコ	234					
セネガル						
セネピアモント	711					
クロアチア	241					
クロアチア	242					
(日本農業統計B4)						
スイス(BIS名義)	215					
ガーナ	041					
ジャージー	043					
マダガスカル	060					
モロッコ	205					

開示外債債務実績告発		開示外債債務実績告発	
ID	デーツ・ スル区分	計数ID	金額区分 支店・現地 (5種)
26	D 1	2	コ (5種)
			年(西暦) 月 (1位)
(2) 合計 会社参与額（クロスボーダーと借入額及び現地内引与借合算ベース、連結ベース、最終リスクベース）			
（単位：百万米ドル）			
債権 合計		債務 合計	
国（地域）別	コード 合計	債権 合計	債務 合計
		うち 外公的機関 民間金融機関 現地銀行 内訳	うち 外公的機関 民間金融機関 現地銀行 内訳
旧ユーロ・ラビア	712		
その他の 西・欧諸国	710 003		
アルバニア	229		
ブルガリア	222		
チエコ	245		
クロアチア	246		
旧チャコ・スロバキア	716		
ハンガリ	227		
（日本通貨換算B-4）			
ギリシャ	222		
エストニア	231		
ラトビア	235		
リトアニア	236		
アルメニア	151		
アゼルバイジャン	150		
ペルルーシ	239		
ジョージア	157		
カザフスタン	138		
キルギズ	154		
モルドバ	240		
ロシア	234		
タジキスタン	155		

財政外債償還実績生産 (月次)									
国(地)域別 区分	計表ID (5桁)	金額換算 (5桁)		支店・現地 (5桁)		時期 (6桁)		シグマ合 (1桁)	
		年(西暦)	月	年(西暦)	月	年(西暦)	月	年(西暦)	月
1.D 26	D 1							0	
(2) 合計 金利差与信(クロスボーダー借入の現地向け支那) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース									
(単位:百万美元ドル)									
債 機 機 源 貸									
国(地)域別 区分	コード 合	外公的機 合	うち 外公的機 合						
トルコニアスタン ウクライナ カズベキスタン IR	166 238 182 717								
その他の 東歐諸国 カ 米 バ バニューダ	715 004 302 394 315 314								
(日本通算結果B4)									
カイマン諸島 ギニア ジママイカ ブルンジ ナマ トリニダード・トバ その他 カリブ海諸国 オーストリア ニージーランド パラグアイ 斐济 その他	323 321 316 326 312 320 720 014 601 606 602 612 735								

国外外債償還高額生産 年別明細表									
ID 支 式 別 区分 D 27	特 殊 ID (3位) D 1	金 額 高 額 下 支 出 現 状 (5位) 年(西暦) 月 (1位) 0	財 政 年 期 (6位) 年(西暦) 月 (1位) 0		シ ス ト ラ イ ン (1位)		外 債 高 額 下 支 出 現 状 (5位) 年(西暦) 月 (1位) 0		
			合 計	支 出 現 状 (5位) 年(西暦) 月 (1位) 0	シ ス ト ラ イ ン (1位)	外 債 高 額 下 支 出 現 状 (5位) 年(西暦) 月 (1位) 0	外 債 高 額 下 支 出 現 状 (5位) 年(西暦) 月 (1位) 0	外 債 高 額 下 支 出 現 状 (5位) 年(西暦) 月 (1位) 0	外 債 高 額 下 支 出 現 状 (5位) 年(西暦) 月 (1位) 0
(2) 合計 金利支障 (クロスボーダー手信及の現地向け手配) 合算へ一式、連結ベース、最終リスクベース									
国 (地域) 別 コード			債 権 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計
大 洋 州 合 計	007		外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計	外 債 残 高 合 計
ア ジ ア 開 発 銀 行	757								
欧 州 投 資 銀 行	755								
米 州 開 発 銀 行	754								
中 米 洲 開 発 銀 行	761								
ア フ リ カ 開 発 銀 行	758								
国際復興開発銀行	751								

(記入要領)

- 1 西署欄より記入すること。
- 2 「責任者の氏名・機関は、報告の提出について控除された者の氏名を記入すること。」
- 3 本報告書は、次に掲げる区分に従い作成すること。

(1) 他者報告

- ① 合計・連結ベース  
　記入欄、ロ、ハの欄を連結ベース（本支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務（出資金を含む。）を相殺）により合計した残高、但し国別の分類は、与信先の国籍によること。  
イ 本支店  
・円建・外債主非居住者債権高（本支店開設を除く。）  
・外居住者債権高のうち最終リスクが非居住者に属するもの

- ロ 海外店  
・全通貨債権債務高（本文估測額及び現地通貨債権債務内訳を除く。）  
ハ 海外地法人分  
・全通貨債権債務高（現地通貨債権内訳を除く。）

- ② 合計・全对外手信（クロスボーダー手信及び現地向着手信）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース  
上記①のイ、ロ、ハに加え、現地通貨債権内訳を除く、合算ベース、最終リスクベース  
ひいては現地法人預託・債務（出資金を含む。）を相殺）により合計した残高、但し国別の分類は与信の最終リスクが所在する国によること。

- (2) 支払承諾勘定残高  
当該国のために確認するL/C及び債務保証等の残高  
(3) コミット浮未実行高

(4) 中長期貸付（原契約期間が1年を超えるもの）について、コミット額であるが、未発行となっている残高。

- 4 現地通貨債権内訳（資本的準備金）  
英銀の場合は、及び海外現地法人の現地通貨債権現地向け残高）の「債権」欄に外債記入（後述・債権の各高に含めない）とすること。

- 5 デリバティブを時価評価した翌の評価益の残高。但し過去に有効なネットティング契約に基づく取引についてはこれを勘査すること。

- 6 債権残高について、短期（原契約期間が1年内のもの）及び中長期（同1年を超えるもの）に区分し、さらに中長期については残存期間別に分類すること。なお、「分類不能分」区分には、商品勘定で保有している有価証券並びに直接投資及び株式など期間の定めのないものを記入すること。

- 5 本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合は、当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計額を記入すること。  
6 債告単位は、金百万米ドル単位（小数第一位まで記入、第一位未満四捨五入）とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

別紙様式第三十六 〔平成財令56・金取、令元財令9・令2計令93・一部改正〕

計辦委國事：第11屆

報告年月日：\_\_\_\_\_

発 告 者：\_\_\_\_\_

財務大臣 殿  
(日本銀行総裁)

勘定区分	(該当分に○)
銀行勘定分	
信託勘定分	

1 自己分

代理者の氏名	(該当分に○)
所在地	
責任者の氏名	
担当者の氏名	(電話番号)

所 在 地 域	通 用 性	規 格 式	被 檢 物 品 名 稱	所 有 者 的 規 格 名 稱	鑑定金額		法 規 上 之 規 定		其 他	
					短	粗	中長	短	期	中長
新潟県	酒	清	米酒	新潟県の 規格	100	100	100	100	100	100
福井県	酒	清	米酒	福井県の 規格	100	100	100	100	100	100
山梨県	酒	清	米酒	山梨県の 規格	100	100	100	100	100	100
長野県	酒	清	米酒	長野県の 規格	100	100	100	100	100	100
岐阜県	酒	清	米酒	岐阜県の 規格	100	100	100	100	100	100
愛知県	酒	清	米酒	愛知県の 規格	100	100	100	100	100	100
三重県	酒	清	米酒	三重県の 規格	100	100	100	100	100	100
滋賀県	酒	清	米酒	滋賀県の 規格	100	100	100	100	100	100
京都府	酒	清	米酒	京都府の 規格	100	100	100	100	100	100
大阪府	酒	清	米酒	大阪府の 規格	100	100	100	100	100	100
兵庫県	酒	清	米酒	兵庫県の 規格	100	100	100	100	100	100
奈良県	酒	清	米酒	奈良県の 規格	100	100	100	100	100	100
和歌県	酒	清	米酒	和歌県の 規格	100	100	100	100	100	100
福岡県	酒	清	米酒	福岡県の 規格	100	100	100	100	100	100
大分県	酒	清	米酒	大分県の 規格	100	100	100	100	100	100
宮崎県	酒	清	米酒	宮崎県の 規格	100	100	100	100	100	100
鹿児島県	酒	清	米酒	鹿児島県の 規格	100	100	100	100	100	100
沖縄県	酒	清	米酒	沖縄県の 規格	100	100	100	100	100	100

(医入要領) 1 西脇により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定期外貿易港の現状実態が内容(保護施設)

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 信託業務を兼ねる銀行等にあっては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別業に作成し「勘定区分」欄の該分に〇印を記入すること。

4 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券券面通貨を記入すること。

5 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差

支えない。」とし、下段には、「額面金額を記入すること（券面通貨が円のものははれ円、その他の通貨は百通貨券）」とある。ただし、「株式」、「投資信託による株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。

6 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。  
7 記入欄が不足する場合には、適当欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報

報告者の名前：

8

4 いたたし、「株式会社」の設立目的に従事する株式の及び「受益金等」は、前記のものと同一のものとする。  
5 「中長期」は発行時の満期が1年を超える定期のものと定義する。権利は、下段の記入を要しない。

(日本産業規格 A4)  
すること。

報告書の名稱

旁面通販を記入すること。

4. 会計記入を記入するには、原則として時間で記入すること（時間が不明である場合は、機種等により記入して差し支えない）とし、下段には、預金や預り料を記入すること（業種別預金が田口のものは概円、その他の通貨は百円通貨表示）。

卷之三

〔株式〕「投票信託に係る株式」及び「投票券」又は「新株予約権等」に関する下記の記入を要(文二)。

卷之三

「アーヴィング、おまえの手で死んでしまった人間がいる。」

5

[中長期]は実行時の期間が、1年を超えるもの、[短期]は1年以内のものとする。

6 記入欄

記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告書とする。

二九七

卷之三

格 A 4)

格 A 4)

17

「アーチー、アーチー、アーチー」  
アーチーは、アーチーの名前を連呼する。アーチーは、アーチーの名前を連呼する。

報告者の名前

「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入することと

4 計数記入欄の上段には、原則として時番を記入すること（時番が不明な場合は、傳票等により記入して差し支えない。）とし、下段には、箱内金額を記入すること（普通通貨が円のものは概算円、その他の通貨は百万通貨単位で記入する）。

金融商品取引業者	その他
(一) 一般銀行等 (二) 信託銀行等 (三) 保険会社等 (四) 資本準備金持株会社等 (五) 公益法人等 (六) その他の金融機関等	（一）証券会社等 （二）信託会社等 （三）保険販売会社等 （四）貸付業者等 （五）その他の金融機関等

(2) 居住者登録登場 (単位: 滝門、日方通販事務)

通 貨 株 式	新株予約 定期証券	短期 期	中長期 期	短期 期	中长期 期	中长期 期	その 他
新規上場 新規上場	定期証券	短期	中长期	短期	中长期	中长期	その他
新規上場 新規上場	定期証券	短期	中长期	短期	中长期	中长期	その他
新規上場 新規上場	定期証券	短期	中长期	短期	中长期	中长期	その他
新規上場 新規上場	定期証券	短期	中长期	短期	中长期	中长期	その他

(日本産業規格 A 4)

記入用欄	記入事項	記入方法	備考
金利期間	その他の期間	記入欄	記入欄
一括返済	記入欄	記入欄	記入欄
その他	記入欄	記入欄	記入欄

(記入用欄) 1 月額により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定期外貨券の保有残高が対象。(押印欄) 分にに関して、約定期外貨券の押印欄が勘定帳場合は、受渡し済みペースで記して差し替えない。2 常預先により、銀行等(法規10条の2に定める「銀行等」をいふ)、金融商品取引業者及びその他に区分し、それ別業で構成すること。

3 保護預り分

報告者の名称：\_\_\_\_\_

3 保護預り会

報告者の名称：

3 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。  
（ア）「通貨」欄に記載する場合は、記載する通貨と記載する額の合計額を記載する。

3 「普通記入欄」の上段には、当該通貨の米国通貨を記入すること。(時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない)。しかし、下段には、額面金額を記入すること(米国通貨が円のものは億円、その他の通貨は百万通貨等)。

5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年内のものとする。  
6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告

すること。  
(日本産業規格 A 4)

財務大臣 殿

内外債に対する投資戻済に関する報告書

機法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
務省：財務省

合計
----

(記入要領) 1 西署により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における定期券中銀外債の所有権者が对象。(保護引

分に関する、終定期券ベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない)。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出において複数ある者の中を記すこと。

3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出において複数ある銀行等にあっては、銀行勘定分と証券勘定分をそれぞれ別業に作成し、「勘定区分」欄の該当

分に印を記入すること。

4 「証券種類」欄には、「国債・公債(銀行特約期券が1年を超えるもの)」、「事業債(同1年を超えるもの)」、

「短期証券(同1年以内のもの)」の別を記入し、それぞれ別業で作成すること。

5 「所在國又は地域」欄には、証券発行体の所在国又は地域を記入すること。

6 帯括弧は、自己で保有しているもののうち、本邦の銀行等又は金融機関(貿易業者に保有を委託しているものを記

入すること)。

7 繰返から保護引分については責任者の兼門別に区分して記入すること。

8 計報記入欄の上段には、原則として毎年記入すること(時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し

支えない)として下段には、額面金額を記入すること。

9 記入欄に不足する場合には、通常欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告

(日本通規格A4)

別紙様式第三十八 (平成廿一年、令和二年四月九日改定・一部改正)

根拠法規・外國為替の取引等の  
報告に関する省令

主務官署: 財務省

財務大臣殿  
(日本銀行経由)

報告年月日:

報告者:

名前及び

代表者の氏名

報告者の区分(該当部分に○)

1. 銀行

2. その他金融機関

5. その他

所在地

責任者の氏名

担当者の氏名(電話番号)

(1) 銀行が発行した証券( 年末現在)		(単位: 億円)					
投資家の 所在地	株式	投資信託 の受取額	中長期債券 の受取額	新株予約權 の受取額	短期証券 組合	短期 中長期 組合	コマーシャル・ペーパー その他の 債券
所在地	株式	投資信託 の受取額	中長期債券 の受取額	新株予約權 の受取額	短期証券 組合	短期 中長期 組合	コマーシャル・ペーパー その他の 債券

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円証券の保有残高が対象。(約定期み ベースの記載)困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)						
2 「責任者(氏名)」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。						
3 非居住者たために保護取りを行っている証券について、円証券の発行体の部門別(銀行、その他金融機関、一 般会社、その他)に、それぞれ別業で作成すること。						
4 投資家の在国又は地元に算計して記入すること。 5 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(ただし、「株式」、「投資信託による株式及び受益証券」及 び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない)。 6 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。 7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告 (日本産業規格A-4)						
(日本産業規格A-4)						

報告書の名称: (単位: 億円)						
貸 借 業 の 所 在 地 域	株 式	投 資 信 託 由 る 株 式 及 び 受 益 證 券	中 長 期 債 券	短 期 債 券	コマーシャル・ペーパー	
					定期	短 期
合 計						

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定期み円証券の保有残高が対象。(約定期み  
ベースの記載)困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)

2 「責任者(氏名)」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 非居住者たために保護取りを行っている証券について、円証券の発行体の部門別(銀行、その他金融機関、一  
般会社、その他)に、それぞれ別業で作成すること。

4 投資家の在国又は地元に算計して記入すること。

5 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(ただし、「株式」、「投資信託による株式及び受益証券」及  
び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない)。

6 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。

7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告  
(日本産業規格A-4)

(日本産業規格A-4)

(記入要規格) 1 〔本報償付〕 〔本報償付の記入は必ず行なうこと。本報償付は、年4回で記入して差し支えない。」

2 「非居住用のためには保険料を支拂うのであるが、そのために、田畠保証券の発行部門別〔銀行、その他金融機関、投資家、その他〕は必ず記入すること。」

3 「投資家が所定の金額に従事して加入すること。」と「保証が不明である場合は、報酬表により記入して差し支えなさい」といふ。下段には、新規者を第1回へ導入すること(ただし、「株式、投資信託による株式及び受益証券」及び「保険金等の報酬等」欄はこの記入を要しない)。

4 「中長期は現行の組合のものとする。」(短期は半年内のものとする。)

5 「記入欄に不満足の場合は、運営費を追加し、又は本報式を用いて当該不満足する欄のみを記入し次第として報告書

6 「記入欄に不満足の場合は、運営費を追加し、又は本報式を用いて当該不満足する欄のみを記入し次第として報告書

〔日本産業規格A-4〕

(記入要領) 1. 「西暦」の記入に困る場合は、本報告書は、西暦にて記入して差し支えない。  
 2. 銀行、その他、個人のために保護されを行って作る証記について、円払証券の発行部の部門別(銀行、その他の金融機関)、一  
 3. 資貸家(所在地又は地番)は郵便番号記入すること。  
 4. 賃借契約の上記に連絡し記入すること。  
 5. 支入額(とくに、下段には、新規全額を記入すること)ただし、「株式」や「投資信託」による株式及び受益証券及び  
 6. 「新規購入等」欄は年次報告の記入を要しないもの。「定期」は、年以内のものとする。  
 7. 記入欄に不満する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不満する欄の記入し次第として報告  
 (日本産業規格A-4)。

## 別紙様式第三十九 (平成財令45・全般、令元財令8・令2財令8・一部改正)

根拠法規：外匯為替の取引等の  
報告に関する省令  
主務官署：財務省

割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告書  
(年末現在)

財務大臣 櫻  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：\_\_\_\_\_

名 称 及 び

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

報告者の区分（該当分に○）  
 1. 一般政府 2. 銀行（銀行勘定） 3. 銀行（信託勘定）  
 4. 信託会社（銀行勘定） 5. 信託会社（信託勘定） 6. 生命保険会社  
 7. 健康保険会社 8. 投資信託会社 9. 資産運用会社及び投資法人  
 9. 金融商品取引業者 10. 中央銀行 11. その他

所 在 地 \_\_\_\_\_

責任者の氏名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名（電話番号）\_\_\_\_\_

（該当分に○）

自 己 分

保有預り分  
 1 居住者  
 2 非居住者

〔所在国又は地域 = > 〕

（単位：千通貨単位）

銘柄	發行体 部門コード	所在国又は地域	通貨	保有残高	利回り(年率%)

（記入要領） 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 本報告書は、自己分と保有預り分を区分し、さらに保有預り分のうち、居住者については投資家の部門別（兼職別）、非居住者については所在国又は地域別にそれぞれ別表で作成すること。

4 非居住者からの保有預り分については、銘柄ごとに発行体部門コード  
 (1 銀行 2 その他金融機関 3 一般政府 5 その他) を付すこと。

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第四十 (平23財令20 (平25財令02)・全改、令元財令9・令2財令03...一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官署：財務省

## 利子、配当金又は手数料等の支払又は支払の受領に関する報告書

(年月分)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：(18~22)

名前及び

代表者の氏名

報告者の区分 (該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関 5. その他

所在地

責任者の氏名

担当者の氏名 (電話番号)

(単位：百万円)

財務大臣殿  
(日本銀行総裁)

	1. 支払	(該当分に○) (左記の区分により別表とすること。)
	2. 支払の受領	

所在国又は 地域	貸付利息又は借入利息		預金利息	株式・持分配当金		債券利子		投資信託に 係る代金及 び受益証券等 の収益分配 金	証券 買付料	金利・手 数料等	源泉徴収さ れた利子又 は配当金等 の合計金額																
	親子会社等及 び関連企業と の間以外	親子会社等又は 関連企業との間		親子会社等 の配当金	親子会社等及び 関連企業との間以外		親子会社等又は 関連企業との間																				
		金融会社間			中長期	短期	金融会社 間	金融会社間 以外																			
日本銀 行使 用場	533	532	531	563	521	529	545	549	542	541	551	570	431	—	899												
23	2626	3798	4660	6182	7274	8886	97	96	109	110	121	122	133	134	145	146	157	158	165	170	18	182	193	194	206		
合計																											

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について指揮された者の氏名を記入すること。

3 「所在国又は地域」欄には、原取引（支払又は支払の受領の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域を記入すること。ただし、原取引の相手方の所在国又は地域記入することが困難な場合には、支払又は支払の受領の相手方の所在国又は地域を記入して差し支えない。

4 報告者（報告者が他の居住者の媒介等を行う場合は、媒介等の依頼人である当該他の居住者）及び取引相手の双方が金融仲介業務（銀行業、金融商品取引業又は保険業及びその他の金融業）を行う免である場合に「金融会社間」欄に、それ以外の場合は「金融会社間以外」欄に記入すること。

5 報告者の区分が「1. 銀行」に該当する者は、貸付利息、借入利息及び債券利子については「親子会社等及び関連企業との間以外」及び「親子会社等又は関連企業との間」を合算し、「親子会社等及び関連企業との間以外」欄に記入すること。

6 「親子会社等」とは、報告者が他の居住者の媒介等を行う場合は、媒介等の依頼人である当該他の居住者）を別表第1号の注第1号に掲げる居住者とした場合に、同号イからハまでに掲げるものに該当することとなるものをいい、「関連企業」とは、同号ニからカまでに掲げるものに該当することとなるものをいう。

7 「中長期」欄には、発行時の満期が1年を超える債券に係る利子の受払を記入し、「短期」の欄には発行時の満期が1年以内の債券に係る利子の受払を記入すること。

8 源泉撤収前の金額を記入すること（円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。）。

9 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。

10 所在国又は地域毎の合計額が百万円に満たない場合は、当該所在国又は地域についての記載を要しない。また、いずれの月中の合計額も百万円に満たない場合は、本報告書の提出を要しない。

11 「源泉徴収された利子又は配当金等の合計金額」欄には、源泉徴収された利子又は配当金等の源泉徴収前合計金額を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十一（平成廿九年・令和元年・税法改正）

被報告書：外因会員の収用等の  
報告に附する書類

主務官庁：税務省

## 非課税会員による収用等の状況に関する報告書

(年)

(月分)

報告年月日：

報告者：

名前及び  
代名の氏名

所在地

責任者の氏名

担当者の氏名(電話番号)

(単位：百万円)

所在国又は地域	中長期	短期
資本	回収	資本
( )	( )	( )
( )	( )	( )
( )	( )	( )
( )	( )	( )
( )	( )	( )
( )	( )	( )

当年末貸付残高	中長期	短期
(記入要領) 1. 四欄により記入すること。		
2. 「責任者の氏名」欄は、報告の提出について登録された者の氏名を記入すること。		
3. 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。		
4. 「中長期」欄には原則的に1年を超えるもの、「短期」欄には1年内のものと記入すること。		
5. 「回収」欄のかつては、貸付債務が清算外とすること。		
6. 「当年末貸付残高」欄は12月末の報告の場合に限り記入すること。		
7. 記入欄が不足する場合は、本様式名印にて当該不足する欄のみ記入し次第として報告すること。		

(日本通産規格A-4)

別紙様式第四十三 (平23財令96・平成、令元財令9・平2財令96・一部改正)  
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

## 証券取引に係る預り金等に関する報告書

(年月分) 報告年月日：\_\_\_\_\_  
財務大臣殿 報告者：\_\_\_\_\_

(日本銀行経由) 名称及び  
代表者の氏名\_\_\_\_\_

所在地\_\_\_\_\_

責任者の氏名\_\_\_\_\_

担当者の氏名（電話番号）\_\_\_\_\_

（単位：百万円）

取引種類	月中受入額	月中払出額	当月末残高
証券売買に係る預り金			
非居住者の信用取引に係る預り金	(返済)	(貸付け)	
非居住者の信用取引に係る資金受入預金	(受け入れ)	(払出し)	
非居住者の発行日取引の売付け	(売付け)	(反対)	
非居住者の発行日取引の買付け	(反対)	(買付け)	
信用取引等に係る委託保証金			

- （記入要領） 1 西暦により記入すること。  
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。  
 3 上記取引に係る非居住者との間の資金の月中の受払い及び月末残高を円換算の上、記入すること。  
 4 「証券売買に係る預り金」欄には、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金、デリバティブ取引又は証券貸借取引に係る担保金又は証拠金及び信用取引又は発行日取引に係る預り金を含めること。  
 5 「信用取引等に係る委託保証金」欄には、非居住者の信用取引又は発行日取引に係る委託保証金についてのみ記入すること。

（日本産業規格 A 4）

別紙様式第四十五 (平23財令96・平成財令96・平2財令96・令元財令96・一部改正)  
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
報告に関する省令  
主務官庁：財務省

## 国際航空輸送事業収支報告書（本邦航空事業者分）

(年月分) 報告年月日：\_\_\_\_\_  
財務大臣殿 報告者：\_\_\_\_\_

(日本銀行経由) 名称及び  
代表者の氏名\_\_\_\_\_

所在地\_\_\_\_\_

責任者の氏名\_\_\_\_\_

担当者の氏名（電話番号）\_\_\_\_\_

（単位：百万円）

項目	対居住者取引	対非居住者取引
(1) 貨物運賃		
(1) 輸出貨物運賃		
(2) 輸入貨物運賃		
(3) 三日間貨物運賃		
(2) 旅客運賃		
(3) 乗客輸送運賃		
(4) 航空便運賃		
入 うちファイナンシャルリース契約によるもの（元本部分）		
入 ファイナンシャルリース契約によるもの（利子部分）		
(5) その他の収入		
入 うち手数料等収入		
(1) 運航賃		
(1) 修繕費		
(2) 燃料料		
(2) 代理店手数料		
(2) 百貨店調達需品		
(2) 航空便賃		
(3) その他の		
支 うち外埠人賃兼員給年		

公的 手数料等	
(2) 貨物輸送運賃	
(3) 貨物 清算金	
(4) 航空便賃料	
うちアントラジカルリース契約によるもの(元本部分)	
マイナンバーカリース契約によるもの(利子部分)	
(5) その他の支出	
うち業務員旅費及び一般管理費	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 「貨物運賃」欄は、対居住者取引と対非居住者取引別に区分しが困難な場合には、円貨建取引を対居住者取引、外貨建取引を対非居住者取引として記入して差し支えない。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十六 (平成財令6・全改、令元財令8・令2財令8・一部改正)  
 報告法規：外国為替の取引等の  
 報告に関する省令  
 主務官庁：財務省

国際航空輸送事業収支報告書(外国航空業者本邦内支店・代理店分)

(年 月分)

財務大臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：\_\_\_\_\_

名称及び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

所在国又は地域\_\_\_\_\_

所在地\_\_\_\_\_

責任者の氏名\_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号)\_\_\_\_\_

(単位：百万円)

項 目	対 居 住 者 取 引
(1) 貨物運賃	
(2) 輸出貨物運賃	
(3) 輸入貨物運賃	
(4) 三田間貨物運賃	
(5) 旅客運賃	
(6) 貨物輸送運賃	
(7) 航空便賃料	
うちアントラジカルリース契約によるもの(元本部分)	
マイナンバーカリース契約によるもの(利子部分)	
(8) その他の収入	
うち手数料等収入	
(9) 通関手数料	
(10) 修繕料	
(11) 燃 料	
(12) 代理店手数料	
(13) 商標調達品	
(14) 航空保険料	
(15) そ の 他	
うち邦人搭乗員給与	

公的 手数料 等	
(2) 運 貨 輸 送 損 費	
(3) 運 貨 清 算 金	
(4) 航 空 旅 費 保 険 料	
うちアントラーン・カーリース契約によるもの(元本部分)	
フライアン・ジャッカルリース契約によるものの(利子部分)	
(5) そ の 他 の 支 出	
うち業務員旅費及び一般管理費	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十七 (平28財令96・令改、令元財令9・令2財令9・一部改正)  
 根據法規：外國為替の取引等の報告に関する省令  
 主務官庁：財務省

運航事業収支報告書(本邦運航業者分)

(年月分)

財務大臣 謹  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：\_\_\_\_\_

名称及び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

所在地\_\_\_\_\_

責任者の氏名\_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号)\_\_\_\_\_

項 目		対 境 住 者 取 引 (単位: 百万円)	対 非 境 住 者 取 引 (単位: 千米ドル)
収	(1) 貨 物 運 費		
	(2) 輸 出 貨 物 運 費		
	(3) 輸 入 貨 物 運 費		
	(4) 三 国 間 貨 物 運 費		
	(5) 旅 客 運 費		
	(6) 用 船 料		
	(7) 補 用 船 用 船 料		
	(8) 貨 物 用 船 用 船 料		
	(9) 旅 客 船 用 船 料		
	(10) そ の 他 の 収 入		
	うち手数料等収入		
支	(1) 運 航 費		
	(2) 燃 料 費		
	(3) そ の 他 輸 送 関 連 うち公的手数料等		
	(4) 船 費		
	(5) 船 員 費		
	うち外国人船員給料		

出	(a) 船舶保険料	斜線
	(b) 船舶修繕費	斜線
	(c) 船舶消耗品費	斜線
	(d) その他の	斜線
	(e) 用船料	斜線
	(f) 補用船用船料	斜線
	(g) 貨物船用船料 (補用船以外)	斜線
	(h) 旅客船用船料 (補用船以外)	斜線
	(i) その他の支出	斜線
	うち一般管理費	斜線

(記入要領) 1 西暦により記入すること。  
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。  
3 「貨物運賃」欄は、対居住者取引と対非居住者取引別に区分することが困難な場合には、円貨建取引を対居住者取引、外貨建取引を対非居住者取引として記入して差し支えない。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十八 (平12年令第 平14財令第 平23財令第 年元財令第 年2財令第 一部改  
正)

根拠法規：外国為替の取引等の  
報告に関する省令

主務官庁：財務省

運航事業収支報告書(外国運航業者本邦内支店・代理店分)

財務大臣 殿 ( 年 月 分 )

(日本銀行経由)

報告年月日：

報告者：

名称及び  
代表者の氏名

所在国又は地域

所在地

責任者の氏名

担当者の氏名(電話番号)

(単位：百万円)

項目	対居住者取引
(1) 貨物運賃	斜線
(a) 物品船用船料	斜線
(b) 燃料費	斜線
(c) 三箇割合物運賃	斜線
(2) 旅客運賃	斜線
(3) 用船料	斜線
(a) 補用船用船料	斜線
(b) 旅客船用船料 (補用船以外)	斜線
(c) 旅客船用船料 (補用船以外)	斜線
(4) その他の収入	斜線
支	運航費
	(a) 燃料費
	(b) その他の運航費 〔うち公的手段料等〕
	(2) 船員費
	(a) 船員費 〔うち船舶人賃給料 船舶給与料 船舶給食費 船舶旅費 その他〕
	(3) 用船料
	(a) 補用船用船料
	(b) 旅客船用船料 (補用船以外)
	(c) 旅客船用船料 (補用船以外)
	(4) その他の支出 〔うち一般管理費〕

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十九 (平12商令89・平23財令98・令元財令5・令2財令29・一部改正)  
 根據法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
 主務官庁：財務省  
 貨物の輸出入等に係る保険に関する報告書  
 (年月分)

財務大臣殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：

名称及び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

所在地\_\_\_\_\_

責任者の氏名\_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号)\_\_\_\_\_

(単位：百万円)

本邦貨物輸入に 関する元受保険 受取保険料	本邦貨物輸出等に関する元受保険 受取保険料		支払保険金 事業費率 (%)	貨物保険にかかる 事業費率 (%)
	受取保険料	支払保険金		

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 本邦貨物輸出等及び輸入に関する元受保険の受取保険料及び支払保険金は、居住者及び非居住者との受扱いを合算して記入すること。

4 「本邦貨物輸出等に関する元受保険」欄には、本邦からの輸出貨物のほか三國間貨物の輸送事故を担保する保険契約に基づく保険料の受取額及び保険金の支払額を含めて記入すること。

5 円以外の通貨は円に換算の上、記入すること。

6 「貨物保険に係る事業費率」欄には、前事業年度における保険料収入に占める事業費の割合を、同事業費率を算出した月にのみ記入すること。

(日本産業規格 A 4)

本邦貨物輸入に 関する元受保険 受取保険料	本邦貨物輸出等に関する元受保険 受取保険料		支払保険金 事業費率 (%)	貨物保険にかかる 事業費率 (%)
	受取保険料	支払保険金		

報告者の氏名又は名称：\_\_\_\_\_

付表1 海外支店等への対外直接投資等残高

(報告者の決算月 : 年 月 決算)

(千通貨単位)

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

- 2 本表における「海外支店等」とは、法第23条第2項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第30条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する直接投資をいいう。なお、当該海外支店等の有する資産の額が1億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
  - 3 「融資金及び既払資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、所在国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。
  - 4 「融資金及び既払資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で親会社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。
  - 5 「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄は、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表2 外国の会社型投資信託の残高  
(報告者の決算月 : 年 月 決算)

(千通貨単位)

第五章

(記入要領) 1 報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託で、当該出資に係る残高が、1億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資信託の所在地又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。  
2 同一の所在国又は地域に対し複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。  
3 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として繰越すること。

(日本産業規格 A 4)

付表3 外国関連企業の主要資産負債勘定等  
(報告者の決算月 : 年 月決算)

報告者の氏名又は名跡

(日本産業規格 A-4) こと。

6. 設入欄に不足する場合には、適量欄に追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として郵便局へ提出すること。

7. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

8. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

9. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

10. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

11. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

12. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

13. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

14. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

15. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

16. 各種送付について、郵便者事業者は取扱いの範囲内にて、取扱いの範囲外の郵便事業者に依託する場合、郵便事業者に依託する場合は、各欄記入を要しない。

別紙様式第五十二 (平30財令45・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)  
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財務省  
本邦にある会社等の内部留保等に関する報告書  
(報告者の決算月： 年 月(次第))  
(1年に満たない事業年度を採用している場合は上記以外の決算月： 月)  
財務大臣 殿  
(日本銀行監査官)

(日本銀行総田) 報告年月日:

報告年月日：\_\_\_\_\_  
報 告 者：\_\_\_\_\_  
名 称 及 び  
代表者の氏名\_\_\_\_\_  
報告者の兼職番号\_\_\_\_\_  
住所又は所在地\_\_\_\_\_  
責任者の氏名\_\_\_\_\_  
担当者の氏名（電話番号）\_\_\_\_\_

## 1. 概述

外国投資家名		当社の設立年	年	
外国投資家の業種番号		外国投資家の当社への 議決権割合	当期	前期
外国投資家の所在国 又は地域			%	%
最終投票家の所在国 又は地域				

## 2. 当社の主要資産負債勘定等

(百万円)

科 目	当 期	科 目	当 期
当社から上記外因投資への出資残高		当社による上記外因投資家からの出資残高	
当社から上記外因投資への償還投資残高		上記外因投資家から当社への償還投資残高	
当社から上記外因投資への出資残高		上記外因投資家から当社の出資残高	
		当社の内部留保残高	
		当社の内部留保 (清算中)	

(記入要領) 1 西暦により記入すること

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

- 3 「報告者の業種番号」及び「外国投資家の業種番号」欄には、本省令別表第5号に定める番号を記入すること。
  - 4 「外国投資家の当社の譲渡権合会」欄は、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定出資の割合を記入すること。
  - 5 「当社から上記外国投資家への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等（法第16条の2に定める「銀行等」）をいう（同じく）及び「被居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社に記入を要しない。
  - 6 「当社による上記外国投資家のからの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等に記入を要しない。
  - 7 「当社の内部留保残高」欄には、報告者の利益剰余金の額を記入すること。
  - 8 「当社の内部留保（当期中）」欄には、報告者の経常損益相当額から営業収益及び各種費用に含まれる各種損益、支配配当金（ただし、資本剰余金の取扱による配当金を除く。）を控除した金額を記入すること。
  - 9 外国投資家が、報告者の譲渡権の100分の10以上を所有している場合に記入すること。

(日本薬業規格 A 4)

## 別紙様式第五十三

別紙様式第五十三 (平30財令46・全改、令元財令46・令2財令48・一部改正)  
根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

## 証券の償還等の状況報告書

(年未現在)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_ 報告者：\_\_\_\_\_

名称及び  
代表者氏名\_\_\_\_\_居住者  
所在国又は地域\_\_\_\_\_ 非居住者(該当分に○)

報告者の区分(居住者のみ、該当分に○)

1. 一般政府 2. 銀行(銀行勘定) 3. 信託銀行(銀行勘定)

4. 生命保険会社 5. 損害保険会社

6. 投資信託会社、資産運用会社及び投資法人

7. 金融商品取引業者 8. その他

所在地\_\_\_\_\_

責任者氏名\_\_\_\_\_

担当者氏名(電話番号)\_\_\_\_\_

(単位：百万円、千両貨単位)

1 発行又 は募集 した証 券	(1) 種 類	
	(2) 額 面 総 額	
	(3) 発行又は募集の 時期(払込日) 及び場所	
	(4) 定時償還の方法	
2 債 還 等 の 状 況	(1) 当年 の 債 還 ・ 株 式 轉 換 等 の 類	(2) 債 還 ・ 株 式 轉 換 等 の 累 計 額
		(3) 残 高

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。  
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。  
 3 金額は、当該証券の券面表示通貨により記入すること。  
 4 「② 債還等の状況」欄中「(1) 当年の償還・株式転換等の額」欄及び「(2) 債還・株式転換等の累計額」欄には、当該証券の元本の全額又は一部の償還、買入消却又は株式への転換について、当年中に行った額及び当年までの累計額をそれぞれ記入すること。また、「③ 残高」欄には、当該証券の当年末の残高を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第五十四（平成財令96・全改、令元財令98・令2財令98・一部改正）  
 損損法規、外国為替の取引等の  
 報告に関する省令  
 主務官庁：財務省

海外預金の残高に関する報告書

（年 月末）

財務大臣殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名

報告者の区分（該当分に○）

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 5. その他

住所又は所在地

責任者の氏名

担当者の氏名（電話番号）

1 報告通貨（該当分に○）

イ. 円 (2. に換算方法を記入) ロ. 円以外 ( )

(( ) 内に通貨名を記入すること。)

2 外国通貨の本邦通貨への換算方法（該当分に○。ハの場合には( ) 内に使用した換算レートを記入すること。）

イ. 月中平均レート ロ. 月末レート ハ. その他&lt;社内レート等&gt;

( )

（単位：百万円・千通貨単位）

海外預金残高	
--------	--

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 「海外預金残高」欄には、月末残高が1億円相当額を超える海外預金口座の残高の合計額を報告すること。ただし、月末残高が1億円相当額以下のものを含めて集計しても差し支えない。

4 本省令別紙様式第15の1により報告した、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金の残高、別紙様式第15の2

により報告した、証券の貸借取引に伴う現金担保金の残高、および別紙様式第27により報告した、デリバティブ取引に伴う担保金・証拠金の残高については、本報告の対象外である。

5 原通貨により報告する場合は、通貨別に別記すること。

別紙様式第五十五

竹

卷

報告者の名稱

別紙様式第五十七 (平10年令164・全改、平12年令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官署：財務省

デリバティブ取引に関する報告書

(年 月分)

財務大臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：

名称及び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

所在地\_\_\_\_\_

責任者記名押印

又は署名\_\_\_\_\_

担当者の氏名\_\_\_\_\_

(電話番号)\_\_\_\_\_

## 1 本邦店の受取・支払手数料

(単位：千米ドル)

	前月	当月
受取手数料(A)		
支払手数料(B)		
受払計(A - B)		

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が署名すること。

2 「受取手数料」欄には、海外からの取次分について、本邦店が非居住者から受取った手数料を、「支払手数料」欄には、自己勘定分及び取次分について、銀行等が非居住者に支払った手数料を記入すること。

3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。  
なお、単位未満については、小数点以下第2位を四捨五入の上、小数点第1位までの数値とすること。(1 2 本邦店の売買差益及び受取・支払プレミアム及び「3 証拠金預託残高」において同じ。)  
4 「受払計」欄がマイナスとなった場合は△を付すこと。

(日本工業規格 A 4)

## 2 本邦店の売買差益及び受取・支払プレミアム

(単位：千米ドル)

取引区分	海外			国内 (取次分のみ) 〔百万円〕	
	自己勘定分	取次分合計			
		通貨合計	取次分合計		
金融等先物取引の 売買差益	前月				
	当月				
金融等先物取引 受取プレミアム	前月				
	当月				
金融等先物取引 支払プレミアム	前月				
	当月				
金融等先物取引 受取プレミアム	前月				
	当月				
金融等先物取引 支払プレミアム	前月				
	当月				

(記入要領) 1 「金融等先物取引の売買差益」欄には、先物及び先物オプション取引の反対売買による決済及び最終決済によって発生した売買差益を記入すること。

なお、先物オプションのプレミアムに係る損益（反対売買による受取プレミアムとその支払プレミアムの差損益を含む）並びに租税（取引所税等）及び証拠金その他の費用は考慮しなくてよい。

2 オプション取引の「受取・支払プレミアム」欄は、実際にプレミアムのあった月に記入すること。

3 「国内」欄には、海外からの取次分のみを記入すること。

別紙様式第五十八

### 3 証拠金預託残高

(単位：千米ドル)

取引区分	前月末	当月末
海外金融等先物・先物オプション取引		
取次分		
現金残高分		
海外金融等現物オプション取引		
取次分		
現金残高分		
合計		
取次分		
現金残高分		
国内金融等先物・オプション取引 (取次分のみ)		
現金残高分 〔百万円〕		

(記入要領) 1 証拠金の預託残高は、証拠金の償還を行った月月末における残高(自己勘定と取次との合計額)を記入すること。  
代用有価証券を証拠金として使っている場合、評価方法は原則として時価で記すこと。  
2 「国内金融先物・オプション取引」欄には、非居住者からの国内取引所の取次分を記入すること。  
なお、同欄における円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第五十九 (平10政令164・令改、平11政令3・平12政令88・一部改正)  
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
 主務官庁：財務省  
 非居住者とのデリバティブ取引に関する報告書  
 (　年　月中)

財務大臣殿  
 (日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：

名称及び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

所在地\_\_\_\_\_

責任者記名押印

又は署名\_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号)\_\_\_\_\_

(単位：百万円)

取引相手 の国籍	店頭オプション取引			先渡取引に係る	
	売買高	月末残高	売買差損益	売買高	月末残高
	受取プレ ミアム	支払プレ ミアム	受取プレ ミアム	支払プレ ミアム	金利先渡 取引
合計					

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。  
 2 本報告書は、本邦店における決済ベースの計数を記入すること。  
 3 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。  
 4 金利先渡取引以外の先渡取引に係る売買差損益については、合算の上、「為替先渡取引」欄に記入すること。

(日本工業規格 A 4)



別紙様式第六十二

付表

#### 貸付金債権の放棄額国別内訳

( 年 月分)

報告者の名称

(単位：百万米ドル、億円)

(記入要領) 1 米ドル以外の外国通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

2 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

「魔術」魔術は魔術の魔術 115

付表

付表2

被 傷 収 引 の 相 手 方 の 國 稟		被 傷 収 引 の 相 手 方 の 國 稟		被 傷 収 引 の 相 手 方 の 國 稟	
株	当月中備入 当月中返済高 当月中賃付 式	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入
債	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入
券	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入	当月中返済高 当月中賃付 当月中返済高 當月中備入
そ の 他	当月中返済高 當月中賃付 當月中返済高 當月中備入	当月中返済高 當月中賃付 當月中返済高 當月中備入	当月中返済高 當月中賃付 當月中返済高 當月中備入	当月中返済高 當月中賃付 當月中返済高 當月中備入	当月中返済高 當月中賃付 當月中返済高 當月中備入
(記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として郵送すること。)					

(日本工業規格 B 4) こと。

(日本工業規格 B 4)



卷之三

付表  
2

(日本工業規格 B 4)

別紙様式第六十四 〔平〕監査官：一部改正

付  
表

卷之三

(日本工業規格B 4)

別紙様式第六十五 (平10年令164・全改、平12年令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財務省

対外支払手段等の売買に関する報告書

(年月～月分)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：

名 称 及 び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

所 在 地\_\_\_\_\_

責任者記名押印\_\_\_\_\_

又は署名\_\_\_\_\_

担当者の氏名（電話番号）\_\_\_\_\_

1 先物為替予約 (単位：千米ドル)

	先 物 買 予 約	先 物 売 予 約	
期 中 取 引	期 末 残 高	期 中 取 引	期 末 残 高
対 外 金 融 機 関 等 取 引			
対 国 内 銀 行 取 引			
対 顧 客 取 引			

2 通貨スワップ取引・スワップション取引 (単位：千米ドル)

	期 中 取 引	期 中 残 高
(想定元本額)	(想定元本額)	
対 顧 客 取 引		
対 国 内 銀 行 取 引		
対 外 金 融 機 関 等 取 引		

3 通貨オプション取引

① コール・オプション取引 (単位：千米ドル)

	オ プ シ ョ ン の 買	オ プ シ ョ ン の 売	
期 中 取 引	期 末 残 高	期 中 取 引	期 末 残 高
対 顧 客 取 引			
対 国 内 銀 行 取 引			
対 外 金 融 機 関 等 取 引			

② プット・オプション取引 (単位：千米ドル)

	オ プ シ ョ ン の 買	オ プ シ ョ ン の 売	
期 中 取 引	期 末 残 高	期 中 取 引	期 末 残 高
対 顧 客 取 引			
対 国 内 銀 行 取 引			
対 外 金 融 機 関 等 取 引			

(記入要領) 1 本報告書は、本邦店の四半期中に取引を総括した対外支払手

段等の売買高の合計額を記入すること。

2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授

権された者が記名押印又は署名すること。

3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入するこ

と。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十六 (平10年令164・全改、平12年令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：財務省

デリバティブ取引に関する報告書

(年月)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日：\_\_\_\_\_

報告者：

名 称 及 び

代表者の氏名\_\_\_\_\_

所 在 地\_\_\_\_\_

責任者記名押印\_\_\_\_\_

又は署名\_\_\_\_\_

担当者の氏名\_\_\_\_\_

（電話番号）\_\_\_\_\_

1 受取・支払手数料

	前 月	当 月
受 取 手 数 料 (A)		
支 払 手 数 料 (B)		
受 払 計 (A - B)		

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授

権された者が署名すること。

2 「受取手数料」欄には、海外からの取次分について、本邦店

が非居住者から受取った手数料を、「支払手数料」欄には、自己勘定分及び取次分について、証券会社、保険会社、証券投資

信託委託業者又は金融先物取引業者が非居住者に支払った手数

料を記入すること。

3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入するこ

と。

なお、単位未満については、小数点以下第2位を四捨五入の

上、小数点第1位までの数値とすること。

(「2 売買差損益及び受取・支払プレミアム」及び「3 証

拠金預託残高」において同じ。)

4 「受払計」欄がマイナスになった場合は△を付すこと。

(日本工業規格 A 4)

## 2 売買差損益及び受取・支払プレミアム (単位: 千米ドル)

取引区分	海		外 国 (取次分の 額) (百万円)
	自己勘定	通貨合計	
デリバティブ取引の売買差損益	前月		
金利取引	当月		
受取プレミアム	前月		
支払プレミアム	前月		
金利取引	当月		
受取プレミアム	前月		
支払プレミアム	前月		

(記入要領) 1 「デリバティブ取引の売買差損益」欄には、デリバティブ取引の反対売買による差益及び最終決済によって発生した売買差損益(別紙様式第五十九)により報告した先渡取引に係る売買差損益を記入すること。

2 「受取・支払プレミアム」欄には、先物取引におけるオプションによる損益(反対売買による受取・支払プレミアムとその支払・支払プレミアムの差損益を含む)及び手取料(取引所税等)及び証拠金その他の費用は考慮しないこと。

3 「オプション取引の「受取・支払プレミアム」欄は、実際にブレードのあった月に記入すること。

3 証拠金預託残高 (単位: 千米ドル)

取引区分	前月末		当月末
	次 分	高 分	
海外金融等先物・先物オプション取引			
取			
現 金 残 高 分			
海外金融等現物オプション取引			
取			
現 金 残 高 分			
合 計			
取			
現 金 残 高 分			
国内金融等先物・オプション取引 (取次分のみ)			
現 金 残 高 分 (百万円)			

(記入要領) 1 証拠金の預託残高は、証拠金の償却を行った月末における残高を勘定料とともに取次分との合計額を記入すること。

2 「海外金融等先物・オプション取引」欄には、非居住者からの国内取引所への取次分を記入すること。

3 なお、同欄における円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

## 別紙様式第六十七 (平10政令164・全改、平12政令69・一部改正) 根拠法規: 外国為替の取引等の報告に関する命令

報告官署: 財務省

## 外貨証券売買契約状況報告書

(年月日約定期)

財務大臣殿 報告月日: \_\_\_\_\_

(日本銀行経由) 報告者: \_\_\_\_\_

名 称 及 び 代表者の氏名: \_\_\_\_\_

所 在 地: \_\_\_\_\_

責任者記名押印: \_\_\_\_\_

又は 著名

担当者の氏名(電話番号): \_\_\_\_\_

## 一般売買 (単位: 千米ドル)

区 分	買 入 額		売 知 額	銷 買 入 額
	性 式	差 異 (勝手短期証券)		
銀行券	現 金	期 限 証 券		
現 金	現 金	現 金		
支 付 金	現 金	現 金		
社 会 保 険	現 金	現 金		
共 同 保 険	現 金	現 金		
被 債	現 金	現 金		
そ の 他				
合 计				
證 券	性 式	差 異 (勝手短期証券)		
現 金	現 金	現 金		
支 付 金	現 金	現 金		
社 会 保 険	現 金	現 金		
共 同 保 険	現 金	現 金		
被 債	現 金	現 金		
そ の 他				
合 计				

## 条件付売買(現先買入) (単位: 千米ドル)

区 分	買入(常期)額		売出し(買戻し)額	純買入(常期)額
	現	先		
買 現	短 期	中 長 期		
先	短 期	中 長 期		

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は筆名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は筆名すること。

2 「一般売買」欄には、外貨証券の受渡決済を伴なう売買契約(条件付売買を除く)の取引の日、外貨証券の取引場所における有価証券を物扱いとする機関の取引、有価証券先渡取引又は外貨証券の売買に係る有価証券取引の取引、有価証券先渡取引又は外貨証券の売買に係る有価証券店頭取引の取引については、外貨証券の受渡決済を行なうこと(確定した日)の当該契約の状況を記入すること。

3 日本の取引及び自社の媒介、取次ぎ又は代理による取引について記入すること。

4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

5 「短期証券」欄には、原契約期間が1年以内の証券の合計額を記入すること。

6 報告書の日のにおいて、元本の償還金の受取がちた場合は、当該償還金を各区分に応じ、「先却額」欄に記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十八

付 索

### 外貨証券売買契約状況報告書（大口取引分）

( 年 月 日約定分)

債券等〔該当分に○  
株式〔債券等、株式ごとに別業とすること〕

銘柄	市場	額面金額 原券貸 千単位	売買金額 千米ドル	利 率 %	償 還 期 限 年月日	受渡日 年月日
居住者の買入						
居住者の売却						
償 還						

(記入要領) 1. 報告書の対象となる取引の一括同一銘柄の額面金額が1千万米ドル以上もの(外国公債証券貿易においては、同一銘柄の額面金額が3千万米ドル以上とのもの)を、株式にあっては、同一銘柄の売買金額が1千万米ドル以上とのものについて記入し差し支えない)並びにユーロ円債(外国において発行又は募集した本邦通貨表示の証券をい)及び円ソリューション(外貨債券等のうち、当該債券証券の表示通貨又は償還金を本邦通貨に固定させておるものをい)について記入すること。

2. 債券等にあっては、当該債券等の受渡済金額を伴う売買契約(条件付売買を除く)の締結の日(外国有価証券市場における有価証券新券取引又は取扱いと同様の取引、有価証券先物取引又は者若者証の売買に付随する債券定期買取権の付与日と類似の取引、有価証券先物取引又は者若者証の売買に付随する債券定期買取権の付与日と類似の取引)の記入と(後述の「記入欄」の各欄の記入を要しない)。

3. 株式にあっては、「額面金額」、「利害」、「償還期限」の各欄の記入を要しない。

4. 「額面金額」欄には、原簿通貨で記入し、通貨名を明記すること。

5. 「売買金額」欄には、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

6. 上記記入式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格)

## 付表

## 外証券売買契約状況報告書(大口取引分)

(年月日約定分)

債券等〔該当分に○株式(債券等、株式ごとに別表とすること)

報告者の名称

投資家名(国籍)	金額	銘柄	受渡日
非居住者の買入	百万円		年月日
非居住者の売却			
償還			

(記入要領) 1 報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の売買金額が、債券等にあっては10億円以上のもの及び株式にあっては2億円以上もののについて、記入すること。  
 2 債券等にあっては、当該債券等の日(有価証券先物取引、有価証券の売買に係る有価証券オプション取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券オプション取引)については、当該債券等の受渡済を行なうことが確定した日)の当該契約の状況を記入すること。  
 3 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格A4)

別紙様式第六十九 (平10政令164・全改、平12政令69・一部改正)  
模擬法規: 外証券の取引等の報告に関する省令  
主務官庁: 財務省

外貨証券売買契約状況報告書
(年月日約定分)
報告年月日:
報告者:
名 称 及 び
代表者 の 姓 名
所 在 地
責任者記名押印
又は 印 留
担当者の氏名(電話番号)

一般売買 (単位: 千米ドル)

証券の種類	居住者の買入額	居住者の売却額	純買入額
株 式			
債券(除く短期債券)			
短 期 証 券			
調 済 性 預 金 証 書			
コマーシャル・ペーパー			
そ の 他			
合 计			

条件付売買(現先買) (単位: 千米ドル)

取引区分	買入(売却)額	売出し(買戻し)額	純買入(売却)額
居住者の買現先	短 期		
	中 長 期		
居住者の売現先	短 期		
	中 長 期		

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。  
 2 「一般売買」欄には、外貨証券の受渡済を伴なう売買契約(条件付売買を除く)の締結の日(外國有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外國有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭取引等)については、外貨証券の受渡済を行なうこと並びにたるるの当該契約の状況を記入すること。  
 3 「現先買」には旨記入。  
 4 千米ドル以外の通貨については千米ドルに換算の上、記入すること。  
 5 「短期証券」欄には、原契約期間が1年以内の証券の合計額を記入すること。  
 6 報告対象の日において、元本の償還金の受領があった場合は、当該償還金額を各区分に応じ、「居住者の売却額」欄に記入すること。

(日本工業規格A4)

## 付 表

外貨証券売買契約状況報告書（大口取引分）

( 年 月 )

債券等、株式ごとに別業とすること

報告者の名称

銘 桐	市 場	額面金額	先買金額	利 率	償還期限	受 渡 日
原住者 の 買入		原通貨 千単位	千米ドル	%	年月日	年月日
原住者 の 売却						
償 還						

(記入要領) ① 報告書の対象となる取扱いのうち、同一銘柄の額面金額が1千万円以上もの（米国財務省証券にあっては、同一銘柄の額面金額が5千万ドル以上とのもの）、また、株式にあっては、同一銘柄の売買金額が1千万円以上とのものについて記入して差し支えない）並びにユーロ円（外国において発行又は募集された本邦通貨表示の証券をいって）及び円ソリューション（外貨貯蓄のうち、当該外貨貯蓄の受引を開始時において、当該外貨貯蓄の表示通貨は償還債本を本邦通貨に固定させてい

2 債券等にあっては、当該債券等の受渡済を伴なう売買契約（条件付売買を除く。）の締結の日（外国有価証券市場における定期収益券並びに割引の取引、外国定期預金市場における定期預金の取引）について、記入すること。

る有価証券先物取引と類似の取引、外国に有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、当該債券等の受渡済を行なうことが確定した日)の当該契約の状況を記入すること。

3 株式にあっては、「額面金額」、「利率」、「償還期限」の各欄の記入を要しない。  
 4 「額面金額」欄には、原通貨単位で記入し、通貨名を明記す

4 「領収金額」欄には、原通貨単位で記入し、通貨名を明記すること。  
 5 「売買金額」欄には、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

規格 A 4)

別紙様式第七十



付表 1

外貨証券の条件付売買（現先売買）の状況  
 （ 年 月末現在 ）  
 報告者の名称 \_\_\_\_\_

1 当月中売買高 (単位: 千米ドル)

取引の相手方	居住者の買現先		居住者の売現先	
	買入額	売却額	買入額	売却額
赤 庫 住 借				
銀行（金む信託銀行）				
自 他 の 証 会 社				
生 命・損害保険会社				
投 資 信 托 委 托 業 者				
公 的 技 関				
そ の 他				
計				
青 庫 住 借				
銀行（金む信託銀行）				
自 他 の 証 会 社				
生 命・損害保険会社				
投 資 信 托 委 托 業 者				
公 的 技 関				
そ の 他				
計				
赤 庫 住 借				
銀行（金む信託銀行）				
自 他 の 証 会 社				
生 命・損害保険会社				
投 資 信 托 委 托 業 者				
公 的 技 関				
そ の 他				
計				

2 対非居住者取引の期限別残高内訳

(単位: 千米ドル)

	短 期	中長期	合 計	自 己 委 托	
				買入額	売却額
月 延					
月 延					
月 延					
月 延					
月 延					
月 延					
月 延					
月 延 (6ヶ月延)					

(日本工業規格 B 4)

報告者の名称 \_\_\_\_\_

3 対非居住者取引の国籍別内訳 (単位: 千米ドル)

取引区分	居住者の買現先		居住者の売現先	
	買入額	売却額	買入額	売却額
取引の相手方の国籍別				
自				
己				
美				
托				
合				
計				

(記入要領) 1 繰返性預金証書及びコマーシャル・ペーパーの条件付売買については両者を合計の上、かっこ書(外書)すること。  
 2 「短期」欄には、取引の対象となる外貨証券の原契約期間等が1年以内のものを記入し、「中長期」欄には、取引の対象となる外貨証券の原契約期間等が1年を超えるものを記入すること。

(日本工業規格 B 4)



付 表 1

### 外貨証券の条件付売買（現先取引）の状況

( 年 月末現

報告者の名称

## 1 当月中の売買高

(単位：百万米ドル)

取引区分		居住者の買現先			居住者の売現先		
取引の相手方	買入額	売却額	純買入額	残高	売却額	買入額	純売却額
非居住者							
居住者(証券会社等)							
合計							

## 2 当月中の対非居住者取引の国籍別内訳

(単位：百万米ドル)

(記入要領) 1 讓渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパーについては、両者の合計の上、かっこ書(外書)すること。

2 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)



(機面)「共通項目」欄のコード表等

1 「取引履歴」

「取引履歴」欄のコード表等

2 「証券編成」

項 目	コード 区	分	コ ード	中長期 短期
非居住者の買入	20			
非居住者の売却	21			
債 券	22			
付 券	1	関 係		
新 株	30			
非居住者の売現金	32			
新 株 引 受 權 證 券			110	
新 株 引 受 權 證 券			120	
債 券			200	201
特 殊 債 券			300	301
金 融 融 資 證 券			400	401
匯 渡 性 預 金 證 券			450	451
地 方 債			500	501
社 会 セ ミ ー シ ヤ ル ・ ベ ー ペ ー (居 住 者 債 券 分 け ん)			600	601
円 通 外 債 券			650	651
(非居住者債券分 け ん)			660	661
円 通 外 債 券			700	701
受 そ の 他 の 債 券			800	
受 そ の 他 の 債 券			900	901
				900

(注)中長期、短期の区分は、証券原契約期間が1年を超えるものと中長期、1年以内のものを短期とする。

(注)中長期、短期の区分は、証券原契約期間が1年を超えるものと中長期、1年以内のものを短期とする。

(注)本報告書の提出に際しては、この欄面を記入することはない。

(注)本報告書の提出に際しては、この欄面を記入することはない。

付表 1

「証券監査の監査仕業量」の状況

月別監査の監査仕業量(件)	月別監査の監査仕業量(件)											
	月別監査の監査仕業量(件)											
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
合 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(注)本報告書の提出に際しては、この欄面を記入することはない。

(注)本報告書の提出に際しては、この欄面を記入することはない。

## 別紙様式第七十三

付表 2

田証券の貸借取引に係る報告書

(年月現在)

報告者の名所

(日本銀行経由)

別紙様式第七十三  
(平成2年版) - 一般社団  
財務大臣 段 田証券の貸借取引に係る報告書  
(年月現在)報告書月日  
報告者名  
代表者の氏名  
責任者記名押印  
又は署名  
担当者の氏名(電話番号)株式会社: 外国為替の取引等の報告に関する旨  
主務官守: 財務省  
報告書月日  
報告者名  
代表者の氏名  
責任者記名押印  
又は署名  
担当者の氏名(電話番号)

貸借取引の相手方の国籍	
	計
普通株主	
優先株主	
社員	
従業員	
顧客	
供託人	
供託者	
その他	

(年月現在)

(記入要領) 1. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。

(日本工業規格B4)

(記入要領) 2. 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。

(日本工業規格B4)

別紙様式第七十四 (平12年令89・一部改正)  
根抵法規：外債為替の取引等の報告に関する省令  
主務省令：財務省

## 証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払報告書

(年月分)

財務大臣 殿 報告年月日：(18~22)(日本銀行経由) 報告者：\_\_\_\_\_

名前及び

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

責任者記名押印

又は署名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

国名	配当金			債券利子			収益分配金
	子会社	社会	その他の金	長期	うち金利子会社	社外の子会社	
米国	23,304	2,336	3,788	4,850	6,028	7,274	8,888 97
カナダ	302						
オーストラリア	601						
スイス	215						
ベルギー	208						
フランス	210						
ドイツ	223						
イタリア	223						
ルクセンブルク	209						
オランダ	205						
イギリス	206						
香港	108						
シンガポール	112						
合計							

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者の記名押印又は署名すること。

2 國別区分は、原取引(支払の原因となった取引をいう)の相手方の所在國又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手先の所在國又は地域により区分して差し支えない。

3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。

4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。  
5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

## 付表

## 証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払の受領報告書

(年月分)

報告者の名称 \_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

国名	配当金			債券利子			収益分配金
	子会社	社会	その他の金	長期	うち金利子会社	社外の子会社	
米国	23,304	2,336	3,788	4,850	6,028	7,274	8,888 97
カナダ	302						
オーストラリア	601						
スイス	215						
ベルギー	208						
フランス	210						
ドイツ	213						
イタリア	220						
ルクセンブルク	209						
オランダ	207						
イギリス	205						
香港	108						
シンガポール	112						
合計							

(記入要領) 1 國別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう)の相手方の所在國又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手先所在國又は地域により区分して差し支えない。

2 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。

3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次第として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

## 別紙様式第七十五 (平12年令89・一部改正)

根拠法規：外匯業者の取引等の報告に関する省令

主務省：財務省

金銭の貸付利息及び外貨証券取扱等に係る利子又は配当金の支払の受領報告書

(年 月 分)

財務大臣 殿 報告年月日：\_\_\_\_\_

(日本銀行経由) 報告者名：(18~22)

名前及び 代表者の氏名\_\_\_\_\_

所在地\_\_\_\_\_

責任者記名押印

又は署名\_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号)\_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

国 名	金銭の貸付利息	配 当 金		債 券 利 子	積 分 益
		子会社	その他 子会社との 配当金		
			長 期	原 始 期	
米 国	23 304 238	3738	4650	6100	7374 8886 2798 10810 121
カナダ	203				
オーストラリア	203				
スイ士	215				
スイス	215				
フランス	210				
ドイツ	213				
イタリア	213				
ルクセンブルク	206				
オランダ	207				
イギリス	207				
香港	106				
シンガポール	112				
合 计					

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。

2 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えたい。

3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。

4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)